



男女共同参画、 はじめての一步を家庭から。

家庭教育事業推進のための理論と実践



国立婦人教育会館

はじめに

理論編

- Q1 家庭教育事業を企画するときに、なぜ男女共同参画の視点を入れる必要がありますか？
用語：ジェンダー・バイアス ジェンダーに敏感な視点 2
- Q2 世代によって男女共同参画に疑問をもつ場合がありますが、どのように考えればよいのでしょうか？
データ：出生率の変化とその背景 4
- Q3 なぜ子育てをつらいと感じる母親が多いのでしょうか？ 6
- Q4 なぜ父親が育児に参加しなければならないのですか。母親が育てるのが自然ではないですか？
コラム：差別と区別 8
コラム：家庭内暴力と児童虐待 10
コラム：「三歳児神話」からの解放 12
- Q5 家庭に何かがあったときに父親の毅然とした態度と決断が必要だという意見もありますが？ 13
- Q6 「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたい」という声に対してどのように答えたらよいのでしょうか？ 14
- Q7 家庭教育にどうして地域での支援が必要なのですか？ 16
- Q8 家庭教育支援をきめ細かくゆきわたらせるには、どのように工夫したらよいのでしょうか？ 18
- Q9 事業を成功させるために、他部局等との連携はどのようにしたらいいですか？ 20

実践編

- 1 家庭教育事業の企画、運営上の工夫
プログラム例の見方 22
- 2 実践のためのプログラム案 24
1. 中高生向け「こんな家庭を21世紀につくってみたい」 26
 2. 成人、未婚の男女向け「私の人生：これまで、そして、これから」 28
 3. 新婚期の男女、妊娠中の親向け「〇〇市の出産・育児情報誌をつくらう」 30
 4. 乳幼児をもつ親向け「楽しい子育て」 32
 5. 小学生の子どもをもつ親向け「子どもって素晴らしい」 34
 6. 思春期の子どもをもつ親向け「ジェンダーに敏感な親として～子どもたちの世界を知ろう～」 36
 7. 高年期に備える親向け「家庭のライフプラン」 38
 8. 働く男性、働く女性向け「仕事と子育て、どちらも生きがい」 40
 9. 小学生の父親向け「お父さんのパワーアップ講座」 42
 10. 家庭教育支援者向け「あなたも子育て支援の力を」 44
 11. 企業の人事、福利厚生、労務管理者向け「家庭教育を支援する企業をめざして」 46
- 3 家庭教育資料作成にあたってのポイント 48

情報編

- 1 男女共同参画に関する社会の動きや法制度 50
- 2 参考文献一覧 54

はじめに

家庭教育は、個々の親が行う私的な教育で教育の原点です。次代を担う子どもを育てることは社会にとって重要な意味があり、時代の変化とともに家庭教育を支援することの必要性は大きくなってまいりました。

また、少子高齢社会を迎え、社会のあらゆる分野への女性の参加・参画が求められ、平成11年6月「男女共同参画社会基本法」が施行されました。子どもたちにはこれからの社会の担い手として幼少期から男女平等意識を身につけ、一人一人がもっている力を性別にしばられずに発揮でき、男の子も女の子も社会を維持する義務と責任をもつことが期待されています。

当館は文部省の委嘱を受け、「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究」を平成10年度から実施してまいりました。この研究成果をもとに男女共同参画の視点に立って家庭教育に関する生涯学習関係事業を企画・実施するための参考資料となるブックレットを作成しました。家庭教育事業担当者や子育て支援に取り組んでいる多くの方々に広く活用されることを希望します。

本ブックレットの作成にあたって、内容構成の協議および執筆分担していただいた大日向雅美さんをはじめとする研究会委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成12年3月

国立婦人教育会館長 大野 曜

“男も女も、仕事も家庭も”、家庭教育においても男女共同による「参加」から、さらに一步踏みこんだ「参画」について考えてみましょう。

Q1 家庭教育事業を企画するときに、なぜ男女共同参画の視点を入れることが必要ですか？

KEYWORD

男女共同参画の視点 男女共同参画社会基本法
性別役割分担意識 ジェンダー

家庭教育事業とは

ここでは、「家庭教育を充実・支援するために教育委員会などが実施するさまざまな事業」を家庭教育事業としてとらえます。

男女共同参画の視点とは

男女共同参画の視点について、次のように考えます。

まず男女共同参画とは、「男女が家庭、学校、職場、地域社会などの場において、対等な立場でともに責任を担い、各人の個性や能力を伸ばしやかに発揮できること」とします。そのためには、社会的、文化的につくられた性別（ジェンダー）、すなわち、「女（男）とはこういうものだ」という通念や「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な役割分担などを見直し、男女がともに多様な生き方を選択でき、互いに尊重しあうことが大切です。

こうした男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（P.54）が施行されました。

なぜ家庭教育事業に男女共同参画の視点が必要ですか

家庭での教育は、人間形成の基礎を築く大切なものです。

親や周囲の人々は、子どもに対して、さまざまな期待をいただきます。その際に、意図的かどうかは別として、男の子らしさ、女の子らしさの名のもとに、性別に基づく意識や行動を奨励しがちです。これが、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識につながり、女性の社会参画あるいは男性の家庭

参画を阻んできました。

このような固定的な性別役割分担意識は、近年の社会や経済の変化、あるいは人権を尊重する意識の高まりの中で、変革が求められています。

特に、少子高齢社会では、社会のあらゆる分野への女性の参画が求められる一方で、男性の家庭参画の必要性も大きくなります。そのために、家庭では性別にとらわれない視点で子どもを育てることが必要です。



事業を企画するときには

1. 親の教育観や子ども観を男女共同参画の視点から見直し、男女平等への意識変容ができるような学習プログラムを工夫する（P.24）。
2. 性別にとらわれない視点を重視し、講師・助言者・執筆者・委員・協力者を選出する。参加者および事業担当者を含めた関係者の性別バランスに配慮する。
3. 資料・教材の作成・提供に際して、性差を強調することのないように配慮する（P.49）。
4. 企画運営担当者自身が学習・研修できる機会を拡充する。
5. 男女共同参画に関する情報交換を円滑に進めるネットワークおよび関係者間の連携協力を図る（P.22）。

ジェンダー・バイアス

生活のさまざまな場面で、「女（男）とはこういうものだ」と決めつける固定的な役割分担にとらわれた見方や通念、そしてその結果として生じるジェンダーによる社会的な偏りのことをジェンダー・バイアスといいます。

ジェンダーに敏感な視点

社会の中にかくれている男女差別や性別役割分担意識に基づく問題を発見するためには、性別の枠でしぼられていないかというジェンダーに敏感な態度や見方をしていくことが重要です。

Q2 世代によって男女共同参画に疑問をもつ場合がありますが、どのように考えればよいのでしょうか？

KEYWORD

女性の高学歴化 異文化理解 少子高齢化
男女の自立 家族の変化

異文化としての世代差

家族で家事を分担しようと思っても、祖父母の目があってできない、との悩みを若い母親から聞くことが少なくありません。逆に、年配の女性からは、夫を支え子どもを育ててきたことに誇りをもっているが、それはいけないことなのか、という質問をされ、とまどった経験のある方もいることでしょう。

急激に変わる社会の仕組みや、若い世代の生活と自分の経験との違いに疑問をもつ高齢者は多いと思います。しかし、考えてみてください。祖父母世代の夫婦や親子の関係を次の世代に受け継がせてよいものかどうかを。逆に、若い夫婦の考え方や生活様式を祖父母の世代に当てはめてよいものかどうかを。

生活様式や価値観が異なるということは異文化ということです。異文化の人たちがともに支えあって生きるために最も大事なものは、相互の違いを認めあうことです。もし、「男は外、女は内」という性別役割分担を肯定し、男女共同参画に疑問をもつ年配者がいたら、その理由は、専業主婦が女性の理想とされた時代を生きてきたからではないでしょうか。

専業主婦の誕生から働く女性の時代へ

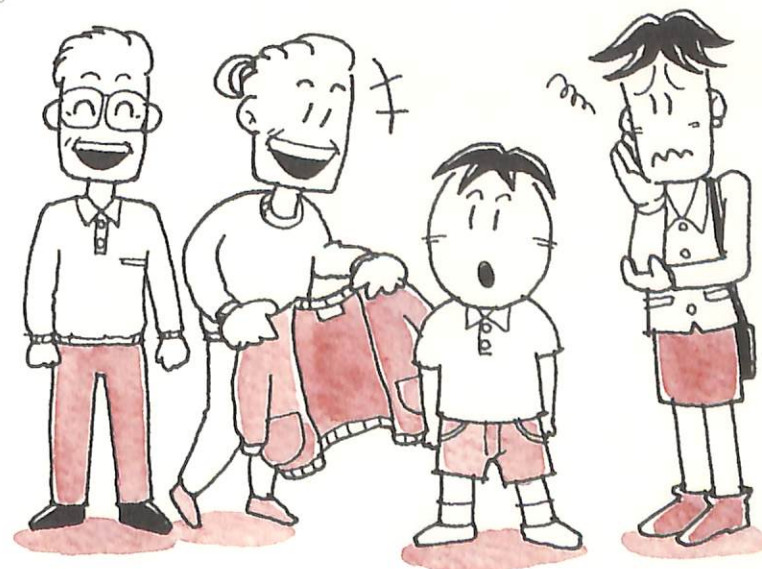
昭和30年代から40年代にかけての高度成長期に、日本社会は農業中心から工業中心へと大きく変わり、多くの若者は故郷を出て、都市の企業に勤め、家庭をつくりました。夫は家族を養うため懸命に働き、妻は主婦として家庭を守り子どもを育てることが理想であり、女性の就業はやむを得ない事情があるときのみ、という考え方が一般的でした。専業主婦の誕生です。ちなみに昭和30年代に20代で結婚した人であれば、現在は60代です。

しかし、この世代の子どもの側から見ると事情は異なります。その多くは「二人っ子」であり、男女共学のもとで大学と専修・専門学校を合わせれば同世代の7割近くが高校卒業後も進学し、女性の進学率が男性を上回る世代です

(P.7 図表3)。女性が働くことは当然であり、男女の性差よりも個人差を優先する世代です。他方、サービス産業化に伴う社会変化により、女性の職域が広がり (P.7 図表4)、男女雇用機会均等法の法整備をはじめとして、女性が自己の能力を社会的に発揮できるようになりました。その結果、女性に結婚以外の人生の選択肢が生まれました。

専業主婦を理想とする世代と女性が働くことを当然視する世代がそれぞれ自分の世代を基準にする限り、互いに理解しあうことは困難でしょう。これが先に相互の違いを認めることから始まるとした理由です。さらに、重要なのは、今、家族をつくりつつある20代、30代の男女の関係です。ともに働き、家事・育児を分かちあう必要性についての合意とその具体化への努力を相互の間に築くことができるかどうかが課題です。専業主婦の母に育てられた男性が、妻にも母役割を求めるとしたら、共同参画を実現する上での問題を解決することは難しいからです。人生の対等なパートナーを求める女性の意識に男性が対応できない問題が女性の晩婚化を進め、ひいては未婚の男女の増加となり (P.7 図表5)、それが現在の少子化の原因と考えられます。

そして、少子化に基づく高齢化率の上昇と未婚の男女の増加が、世界に類のない日本社会の高齢化の課題を解決する上で、より困難な問題を提起しています。その意味で、少子高齢社会に対応する家庭のあり方は、子育てのみでなく、介護の問題も含めて、男女共同参画を進めることが必要なのではないでしょうか。

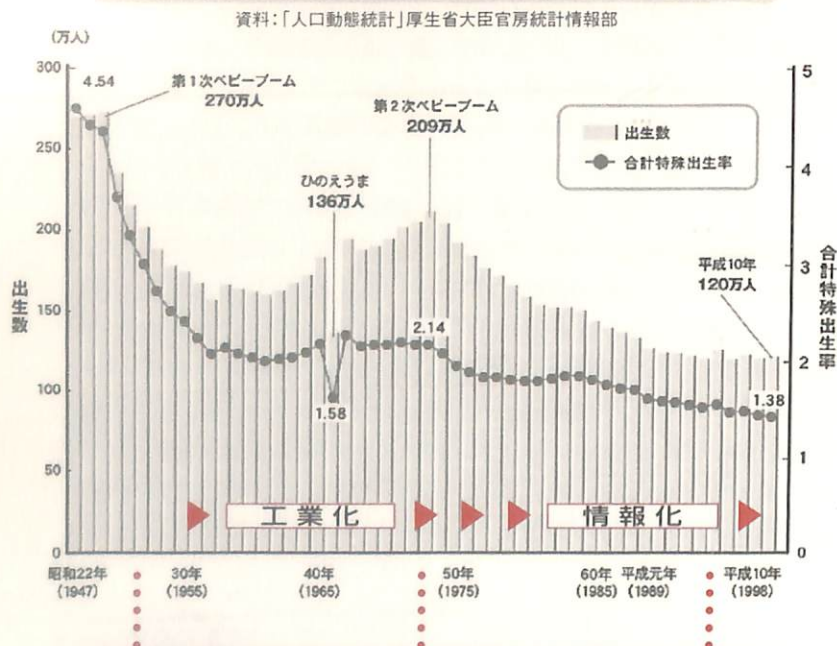


出生率の変化とその背景

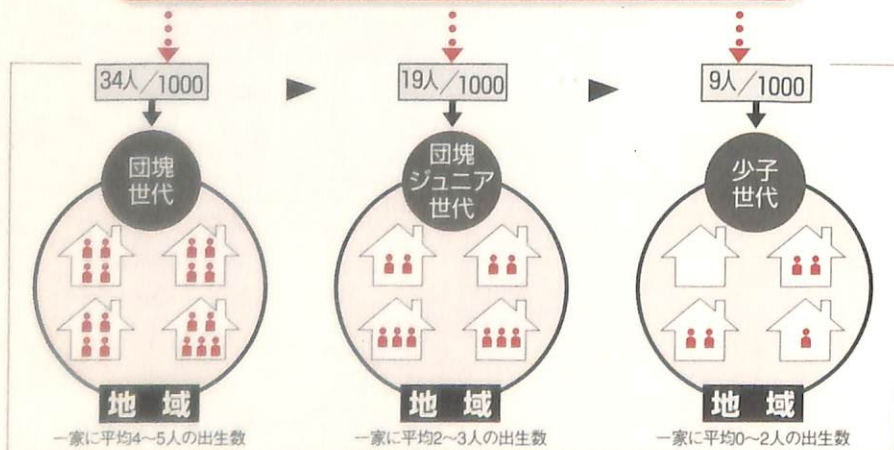
出生数の推移を見ると、昭和40年代には、1年間に生まれてくる子どもの数はおよそ200万人前後でしたが、近年では120万人を下回るまでに減少を続けています。

合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）が、2.08人を下回れば総人口は減少するといわれていますが、平成10年の合計特殊出生率は1.38でした。

図表1：出生数および合計特殊出生率の推移



図表2：出生数の変化 人口1000人あたりの出生数



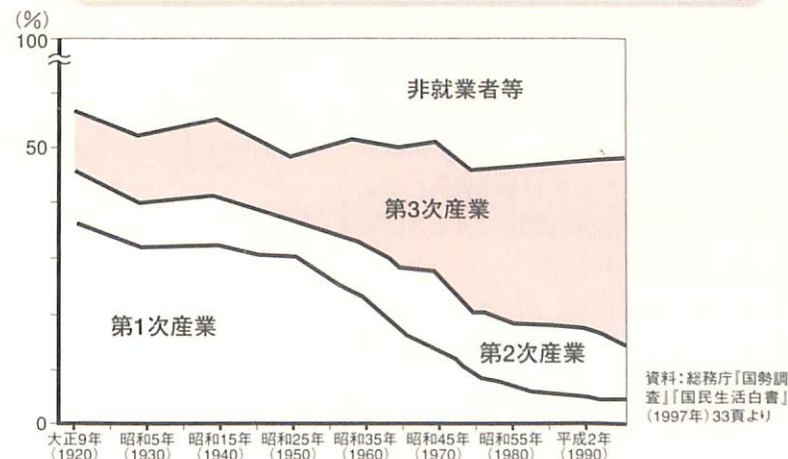
図表3：進学率の推移

(単位：%)

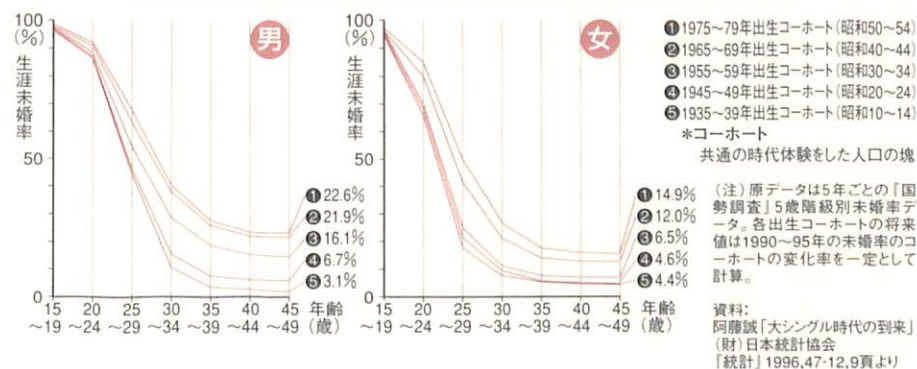
区分	高等学校等への進学率			大学学部への進学率			短期大学本科への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和40年	70.7	69.6	71.7	12.8	4.6	20.7	4.1	6.7	1.7
45年	82.1	82.7	81.6	17.1	6.5	27.3	6.5	11.2	2.0
50年	91.9	93.0	91.0	26.7	12.5	40.4	11.0	19.9	2.6
55年	94.2	95.4	93.1	26.1	12.3	39.3	11.3	21.0	2.0
60年	93.8	94.9	92.8	26.5	13.7	38.6	11.1	20.8	2.0
平成2年	94.4	95.6	93.2	24.6	15.2	33.4	11.7	22.2	1.7
3年	94.6	95.8	93.5	25.5	16.1	34.5	12.2	23.1	1.8
4年	95.0	96.2	93.9	26.4	17.3	35.2	12.4	23.5	1.8
5年	95.3	96.5	94.2	28.0	19.0	36.6	12.9	24.4	1.9
6年	95.7	96.8	94.6	30.1	21.0	38.9	13.2	24.9	2.0
7年	95.8	97.0	94.7	32.1	22.9	40.7	13.1	24.6	2.1
8年	95.9	97.1	94.8	33.4	24.6	41.9	12.7	23.7	2.3
9年	95.9	97.0	94.8	34.9	26.0	43.4	12.4	22.9	2.3
10年	95.9	97.0	94.8	36.4	27.5	44.9	11.8	21.9	2.2
11年	95.8	96.9	94.8	38.2	29.4	46.5	10.9	20.2	2.1

資料：文部省「学校基本調査」

図表4：女性の産業別就業状況の推移



図表5：出生コホート別の生涯未婚率



Q3 なぜ子育てをつらいと感じる母親が多いのでしょうか？

KEYWORD

育児負担 夫や社会からの疎外感
思い通りにならない子育て 虐待

育児を楽しめない日本の母親

国際比較調査を見ても、日本の親は子育てを楽しんでいる人が少ないという結果が示されています。特に最近の母親の声に耳を傾けてみると、「子育てがつらい」「子どもが可愛く思えない」という訴えが急増しています。こうした現象はとかく「今どきの女性の母性喪失」を示すものとして非難されますが、本当にそうなのでしょうか。

子育てに困難を訴える母親の大半はむしろ、「母親なら立派に子育てができて当たり前」「子どもに何か問題が生じたら、それは母親の責任だ」とする社会一般の母性観のプレッシャーを強く感じ、懸命に育児に励んでいる人たちです。だからこそ子育てを楽しめずに、かえって息苦しくなっているのです。

なぜ育児がつらいのか

母親の生活実態を調査してみると、育児に専念する生活がいかに夫の協力を得られず、また社会との接点も失われているかが明らかです。母親たちが育児をつらく思う理由として、「一人の時間がない」「話し相手がいらない」「自分が自分でなくなってしまいそう」「こんなに思い通りにならないものは、子どもが初めて」などの声があがります。乳幼児の世話に明け暮れる生活は、トイレに入る時間もままならないのが実態です。夫は仕事に追われ、育児への協力どころか夫婦間で会話ももてない家庭が多々あります。また、女性は育児に専念するために仕事を辞めると復帰の見通しが立ちにくいのが現状です。

さらに、勉強も仕事も努力をすれば、それだけの成果と評価を得ることがで

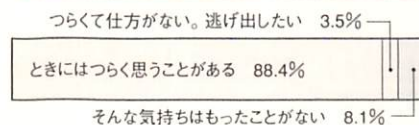


きますが、子育ての成果は直ちに得られるものではありません。しかも、子どもの世話は地道で手がかかります。効率的で合理的な生活に馴れている今の若い世代にとって、子育ては成果の乏しいものに思えたとしても不思議ではないでしょう。子どもを思い通りに育てようと励みすぎて、かえって苛立ち、手をあげたり、言葉の暴力を向けてしまう事例も見られます。こうして、子育てや子どもの成長のリズムを受容できないことから生じている虐待も少なくありません。

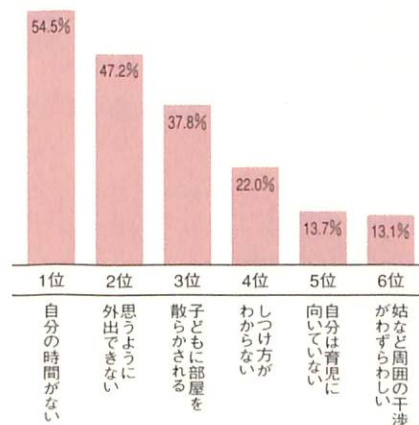
子育て支援の必要性

子育てに困難を感じている最近の母親たちの行動を見ると、親に対してもゆっくりと育てるための支援が必要であると考えさせられます。女性だけが育児に専念することを良しとする母性観は、再検討されなければならないでしょう。子育てには父親の参画や社会の支援が不可欠です。子育てに励み、ときにとまどう妻の胸中を夫が共有し、責任を分かちあうことが大切です。また、子育て中の母親も仕事や地域活動など広く社会とかかわる機会が必要です。社会との接点をもちつつ育児に携わる環境を確保できれば、人は育児の喜び、子どもの愛らしさに目覚めていくのではないのでしょうか。

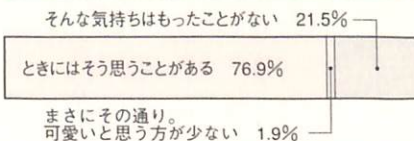
図表6：育児をつらく思うことがありますか？



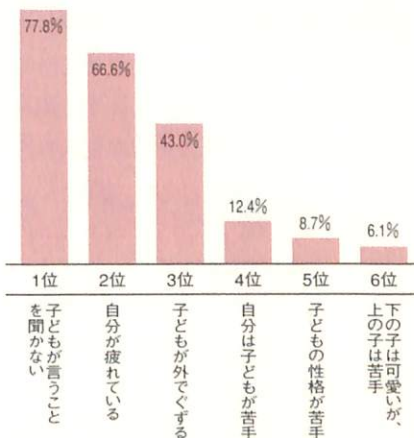
図表8：育児の何がつらいですか？



図表7：「子どもが可愛くない」ことがありますか？



図表9：子どもを可愛く思えない理由



資料：大日向雅美「子どもを愛せない母親に関する研究」
—1993年 東京女性財団助成研究—

調査対象有効数：2865名

Q4 なぜ父親が育児に参加しなければならないのですか。母親が育てるのが自然ではないのですか？

KEYWORD

父親不在 夫婦の絆
新たな価値観との出会い

いわゆる「父親不在」をどう考えるか

「育児をしない男を父とは呼ばない？」という厚生省の少子化対策子育てキャンペーンに対して、さまざまな声が寄せられました。その中には、「子育てしたくても、職場環境が男性に家庭参画を許さないではないか」という意見もありますが、「母親が育てるのが自然」という意見もあります。「育児をするだけが父親の役割ではない」「父親まで育児をしたら、家庭の中に母親が二人いるようで、子どもにとって望ましくない」「厳父慈母という言葉があるように、父親はいざというときに毅然とした強さを示すことが大切だ」などの意見もあるようです。

しかしながら、そもそも父親はどのように育児にかかわればよいかというモデルがまだ十分に確立できていないのが現状です。仮に毅然とした態度を求められたとしても、今日の社会はかつてと比べようもないほど変動が大きく、人生の指針を示せない父親が少なくないはず。またふだんはあまり接する機会もなく、子どもの生活や気持ちを十分に理解していない父親が威圧的に教訓を述べても、はたして尊敬されるでしょうか。むしろ、悩みながら生きる人間的な姿を正直に見せる父親に、子どもは共感をもつのではないのでしょうか。

何よりも子育ては日々の積み重ねです。固定した父親のモデルに頼るよりも自分らしい親のあり方を求めることが大切です。

夫婦の絆の確立、そして、新たな価値観との出会い

育児の苦楽を共有する生活の中で、夫婦の絆を育む大切さも忘れてはならないものです。育児能力はけっして本能ではありません。子どもの成長する姿に身近に接し、育もうとする責任感と努力の過程で親として育っていく点では、父親も母親も同じです。子育てには、不安や悩みもありますが、夫婦が互いに支えあってこそ、親となる経験も喜びにつながる面が大きいといえます。

さらに育児にかかわることは、仕事の世界とは異なる価値観、あるいは人としての暮らしのリズムにふれる貴重な機会にもなります。ゆっくりと試行錯誤を繰り返しながら育っていく子どもとともに過ごす時間は、仕事の世界では得がたい豊かさをもたらしてくれることでしょう。

日本の父親の家事・育児時間がいかに少ないかは、国際比較からも明らかです。もっとも、その理由として、男性たちの就労環境が家庭参画を許さないほど厳しいのが現状です。育児は母親の役割として、子育ても教育も母親一人にゆだねてきた結果、母親の育児責任を過剰にし、育児ストレスの急増や母子癒着の問題を生じさせ、それによって子どもの成長・発達がゆがめられていることも反省しなければならない点です。

しかしながら、育児に専念している母親たちの悲鳴、一方で企業社会の崩壊などを見ても、従来の「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担体制にきしみが生じていることも事実です。従来の性別役割分担社会の体制を変えて「男も女も、仕事も家庭も」をめざす男女共同参画社会を実現するには、育児は母親だけの仕事とする考え方から解放される必要があります。

図表10：父親の家事育児時間の国際比較

(1週間の合計／単位：時間・分)

	日本	カナダ	アメリカ	イギリス	オランダ
炊 事	0.14	2.06	2.41	3.16	3.23
掃除・洗濯	0.21	1.03	3.09	1.38	1.10
雑 事	1.38	3.51	5.01	5.57	5.50
買 物	0.56	3.23	2.13	2.27	2.13
子どもの世話	0.28	1.59	1.24	1.38	1.45

資料：NHK「生活時間の国際比較」1995年

雑事とは家や家具の修繕や庭の手入れ、洗濯など。どの項目を見ても日本の父親の参加時間はとても短いようです。家にいる時間がそもそも短いことも考えられます。



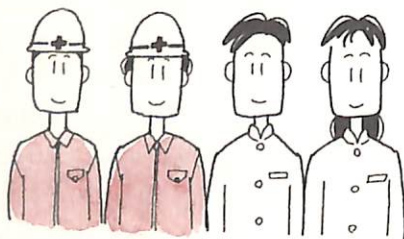
差別と区別

今の時代は男女の性差別に公然と賛成する人はいないでしょう。しかし、性差によるいわれのない区別が必要だという人は少なくありません。男女は生物学的・身体的に違いがあるのだから、その差を認めることが大切という考え方で、確かに男女がすべて同じことをするのが平等とは限りませんが、区別の根拠も、はたしてどこまで正当性があるのか、今一度考えてみる必要があります。

たとえば、近年は建築現場で働く女性や女性パイロットが登場するなど、男性だけの職場とされてきた領域で活躍する女性が増えています。一方、保育や看護、介護の仕事に携わる男性も見られるようになってきました。妊娠・分娩・哺乳は女性特有の生物学的な能力ですが、生ま

れた後の育児は男性にも可能です。

これまで絶対的で生来的な性差とみなされているものの中には、社会的文化的につくられた性差が少なくありません。性差に対する思いこみから解放されて、一人一人が自分らしい能力を発揮できるようになることが大切ではないでしょうか。



家庭内暴力と児童虐待

家庭内暴力とは、家庭内で発生する暴力のすべてをさして用いられる言葉ですが、最近、問題とされるのが親子間の暴力です。幼少期の子どもに親が加える暴力が「児童虐待」です。内容的には身体的、性的に危害を加える「身体的虐待」「性的虐待」、無視や脅かし、拒否的な態度を示すことで子どもの心を傷つける「心理的虐待」、長期にわたって適切な世話や保護をしないなどの「ネグレクト（放置、保護の怠慢）」があります。その背景には親自身が幼少期に同様の虐待を受けた経験をもつという、世代間伝達の問題があります。また近年は育児ストレスを高めさせた結果の虐待も増えています。

家庭内暴力は、夫婦間の暴力であれ、親子間、あるいは高齢者に対する暴力のいずれにしても、家庭内の弱者が被害者であり、被害を受けた状況を訴えて救い

を求める術をもたないケースが大半です。また閉ざされた家庭内で発生するため、プライバシーの問題も重なって、保護支援の手をさしのべにくいという問題もあります。しかし、被害を受けている弱者の人権と命を保護するために、周囲の人々が様子を敏感に察知し、虐待の疑いがある場合には相談機関に通報することが求められます。児童福祉法では虐待をしたと思われる行為を発見した人は、福祉事務所や児童相談所に通告しなければならないとされています。またそうした虐待を事前に予防するためにも、人権を尊重した家庭教育のあり方の必要性が高まっています。

「三歳児神話」からの解放

「三歳児神話」の3つの要素

「三歳児神話」とは「乳幼児期、とりわけ三歳までは母親が育児に専念すべき」という考え方ですが、はたしてこの考え方はどこまで真実でしょうか。

「三歳児神話」とは、次の3つの内容から成立しています。一つ一つその真偽を再点検してみたいと思います。

「乳幼児期が人間の発達にとって非常に重要である」……○

「三つ子の魂百までも」という諺もあのように、乳幼児期の大切さは否定できません。しかし、なぜ大切かを考えることが必要です。それは愛されることを知るためです。だれかの保護なくして生存が危うい乳幼児期は、適切に愛されてこそ自分に自信をもち、他者を信頼して育っていくことができます。

「それほど大切な乳幼児期であるから母親が不可欠である」……？

乳幼児が必要としている養育者の愛情とは、子どもを愛おしく思う気持ちであり、子どもの育つ力を精一杯支援しようとする責任感に裏づけられた温かな思いやりです。こうした愛情を子どもに注げるよう母親もむろん、努力を傾けることが必要ですが、父親やそれ以外の人も、こうした愛情をもてる可能性はあるのではないのでしょうか。逆に母親であっても育児ストレスを高じさせる事例も少なく、そうした場合には適切な愛情の発揮を期待することは難しいといえます。

「乳幼児期に母親が就労等の理由から育児に専念しないと、子どもが将来に及んで心の傷を残す危険性が高い」……×

母親の就労と子どもの発達との関係を検証した縦断的研究の多くが母親の就労は必ずしも否定的な影響を子どもに及ぼしていないことを明らかにしています。むしろ、母親の就労に対して夫や家族の協力が得られている場合、そして、保育に対して適切な配慮がなされている場合には、子どもの発達は積極的な結果が認められています。重要な点は母親が働いているかいないかではなく、母親自身の就労態度や家族の協力体制、そして、女性の就労環境の整備のいかにかかっているということです。

「三歳児神話」からの解放は男女共同参画社会実現の鍵

近年の少子化傾向の主たる原因の一つは、仕事と家庭の両立の困難にあるといわれています。「産む自由」「産まない自由」は保障されなければなりません。他方で産みたくても仕事と家庭の両立が難しいことが理由で産めない状況は、改善されなければならないでしょう。労働環境や保育制度等の整備は、単に少子化対策としてではなく、男女がともに仕事や育児を共有できる男女共同参画社会を実現するために不可欠なのです。そうして、親や家庭とともに社会全体が子どもの成長を支援できる体制を整備した上で、「三歳児神話」から解放されることが必要です。

家庭に何かがあったときに父親の毅然とした態度と決断が必要だという意見もありますが？

KEYWORD

家庭の危機管理 判断の責任
子どもの自立 家族一人一人の自立

集団が危機に陥ったときに、リーダーが毅然とした態度で決断することは必要です。家庭にも同じことがいえます。ただし、その役割が父親にのみ求められたとすればどうなるでしょう。

危機を家族みんなで支えあう大切さ

子どもの成長の過程とは、次々と生じてくるさまざまな危機を、家族がともに支えあって解決する過程ともいえます。夜中、高熱で泣きやまない子どもを抱えて救急病院に駆けこむ親。喧嘩で傷つけた相手の家庭を訪問し、子どもとともにわびる親。逆に頭をさげられ、お互いさまですからと恐縮する親。いずれも親であれば一度は経験することではないでしょうか。しかし、このような子どもの成長とかかわって生じる出来事に、もし、父親は毅然と、母親は優しくという性別役割分担で対処しようとするとうなるでしょう。

いつ生じるかわからないから危機というはず。子どもに何かがあったときに、いつも親がともにいるとは限りません。父親のみの場合もあるはず、母親のみの場合もあるはず。親がともに子どものそばにいないこともあるはず。連絡を取ろうとしても取れない場合もあるでしょう。それにもかかわらず、毅然とした態度と決断は父親の役割、母親は優しく迷いながら、ということになれば、さまざまな危機に対処できなくなってしまうでしょう。

加えて、子どもに何かがあったときにまず必要なのは、決断よりも問題を解決するための具体的な対処の仕方です。怪我や病気なら応急処置、相手のあることならその対応の仕方などが問われます。これらのことも含めて、いざというときの適切な判断は、ふだんから子どもや家庭の中のことについて気をつけてかかわっている者でなければできないはず。

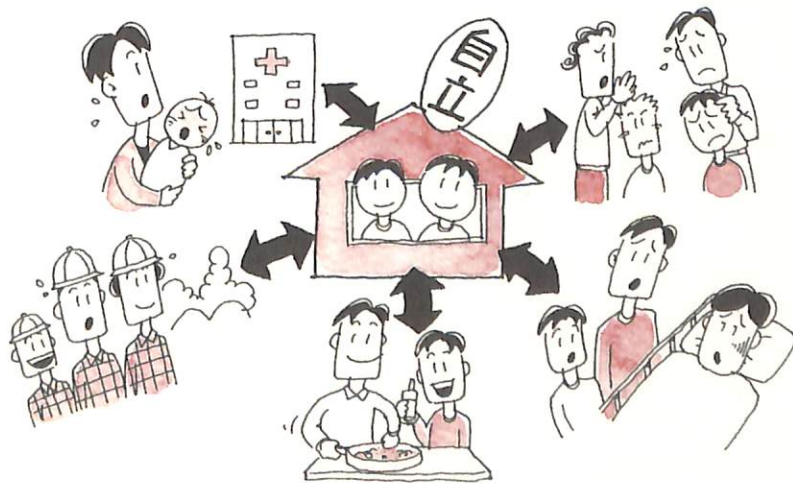
まして、「家庭で何かがあったとき」という何かは、子どもとかかわって生じることではありません。もし、家事や育児を母親のみが担っている家庭で、母親が急病で倒れた場合、どうなるでしょう。家庭の中のことが全くわ

からない父親が、毅然とした態度で決断するだけでは、問題は何も解決しないはず。逆に、生活の経済的基盤を父親のみに依存している家庭で、父親自身に何かがあったときにどうすればよいのでしょうか。不景気の中でリストラの波をこうもりそうになるお父さんもいると思います。作事中に事故にあったり、過労で倒れる場合もあるでしょう。そのときにだれが毅然とした態度で決断するのでしょうか。

子どもの自立を育むために

家庭で何かがあった際に、家族の中のだれかが毅然とした態度で判断しなければならないことは多々あると思います。しかし、それはまさにだれかであって、父親に限定できないはず。生じた出来事の性質や背景によって、判断する主体は異なるものになるでしょう。言い換えれば、家庭において毅然とした態度で判断する能力は、父親だけでも、母親だけでもなく、家族の誰もが身につけなければならない能力です。子どもも例外ではありません。

確かに、子どもが幼いときは、判断の責任を大人、とりわけ親が担わざるを得ないでしょう。しかし、子どもの成長とともに、子ども自身の判断が求められる機会が増えるはず。そして、いずれは、子どもは親から独立して自分の人生を歩むときがくるはず。そのときに決断するのは、いうまでもなく父親でも母親でもなく子ども自身であるはず。自立とは、子どもが自らの判断で危機に対処できるようになる、ということです。大切なことは、家庭の中で父親にのみでなく、それぞれに自立した家族全員が自分なりの毅然とした決断をすること。子どもも、そのような態度を間近に見ることで自立のための学習をしていくことができるのではないのでしょうか。



Q6 「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てたい」という声に対して どのように答えたらよいのでしょうか？

KEYWORD

男の子らしさ 女の子らしさ
社会的・経済的自立 生活者としての自立

「男の子らしさ」「女の子らしさ」

「男の子らしさ」「女の子らしさ」とは、いったいなんなのでしょう？ 私たちがふだん、なにげなく使っている、「男（の子）らしさ」「女（の子）らしさ」という言葉の意味について、立ち止まって考えてみる必要があります。

たとえば、たくましさ、リーダーシップ性、我慢強さ、視野の広さなどはもっぱら男の子にだけ期待されますが、いずれも社会的に望ましいと思われる態度であって、女の子にも必要なものなのでしょう。一方、従順さ、優しさ、可愛らしさ、繊細さなどは女の子にだけ求められがちですが、こうした面は男の子にも必要なことが少なくありません。

性差と個性

しかし、これまで子どもに対して、性別に応じた「らしさ」を、意識するかどうかは別として、しつけや子育ての基準にしてこなかったでしょうか。そのために、その子らしさを発揮した幅広い生き方よりも、社会的につくられた性別（ジェンダー）の枠内で行動する傾向がなかったでしょうか。社会で当然とされている「らしさ」にそって親が家庭教育を行うことは、子どもの性別と本来関係ないはずの個性や能力を摘み取りかねません。子どもはあらかじめ性を選んで生まれてくることはできません。性差を強調することで、その子らしさを発揮した幅広い生き方を狭めることがあってはなりません。

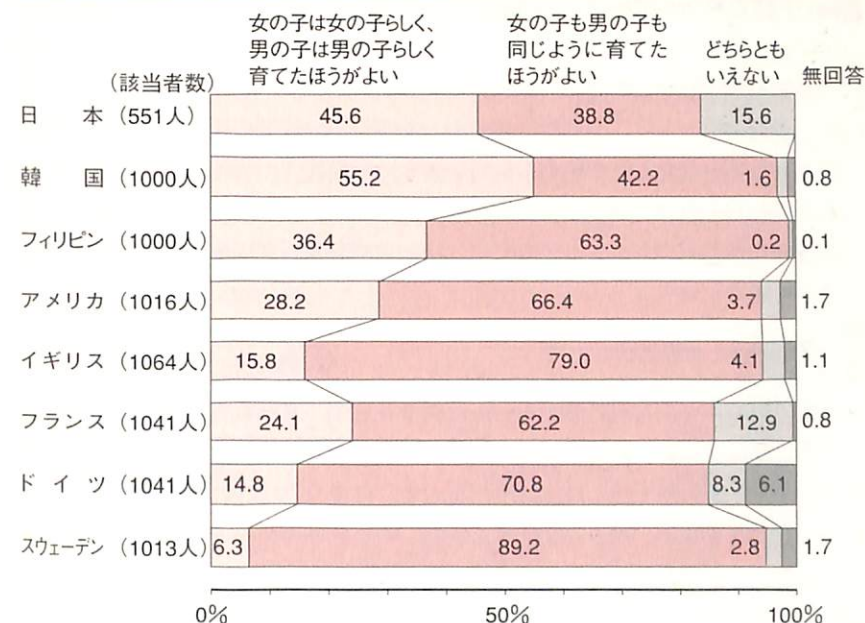
たとえば、進路を考える際にも、男の子には将来の社会的・経済的自立を重視し、一方女の子には結婚や育児を重視したアドバイスをした場合にどうなるのでしょうか。物理が得意な女の子に対して、女性には文科系や生活科学系が向いていると指導したり、文学が好きな男の子に、男性は理数系ができればならない、と指導したりすることにならないのでしょうか。

国際比較調査によると、日本では「男の子は男の子らしく、女の子は女の子

らしく育てる」のが良いとする回答が多くみられました。

これからの時代は、職業による社会的・経済的自立も、家事育児を担うことができる生活者としての自立も、男女ともに必要です。性別による「らしさ」を強調する家庭教育は、時代の要請に適して生きて行くための力を獲得することを阻むことになりかねません。

図表11：「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てたほうがよい」という考え方について



資料：東京都「女性問題に関する国際比較調査」(平成4年調査)

(注) 日本の調査結果は、東京都「男女平等に関する都民の意識調査」(平成5年1月に面接法で実施、標本数は都内在住の20歳以上の男女個人1500人、有効回収数1025人)の女性のデータによっている。



Q7 家庭教育はどうして 地域での支援が必要なのですか？

KEYWORD

少子化 地域の教育力
子育てネットワーク 仲間集団 自立

家庭教育のあり方は子どもの未来をどのように考えるかによって異なります。現代の子どもは、それぞれ親のもとを離れて、自分の能力や個性に応じた生き方を見出すことが求められています。家庭教育の目的は、子どもを一人の人間として自立させるための準備といえます。社会を担う自立した個人となっていく子どもの未来を支えるためには、家庭教育の責任を親だけで担うことは不可能でしょう。

地域で教える社会のルール

家の中のルールと家の外のルールは異なります。家庭教育が家の外で生きるための準備ならば、家庭の外の人たちの手助けが欠かせません。家の中では許されても、家の外では、時と場所によって、我慢をしなければならないことが少なくありません。相手によって言葉使いやあいさつの仕方も変える必要があります。そのような社会の中のルールは、実際にいろいろな人間関係を具体的に経験する実践の中で身についていくものです。子どもが生活する世界において、さまざまな場面で接する身近な大人が、社会のルールを教える先生です。子どもが自ら立って生きることができるための力は、このような身近な大人の時と場に応じた叱責や励ましにより培われるでしょう。まさに地域の教育力が問われているのです。

かつての農業中心の社会では、親は朝から晩まで働きどおし。子どもは村の子どもとして、さまざまな年代の子どもの間ですぐに育つとともに、村の大人たちが、わが子かどうにかかわらず声をかけていました。現在のように、親にすべての責任があるかのごとく、一つ一つの家庭が独自に子どもを育てようとするのが、人間の長い歴史ではまれなことといえます。

少子化と子どもの生活の場の変化

もう一つ、かつての社会と変わったことがあります。子どもの数の減少です。人口1000人の中で一年間に生まれた子どもの数を示す普通出生率で比較すると、戦後最も多い団塊の世代は約34人です。次に多い昭和40年代後半生まれの団塊ジュニアは約19人です。最近の子どもの場合は、わずか9人強です（P.6 図表2）。加えて、結婚した女性の産む子どもの数は、昭和30年代半ばに2人になって以来、変化していません。言いかえれば、どこにでも子どもがいた団塊の世代、同年齢の仲間がいた団塊ジュニア、家の中には2人いても家の外に仲間を見いだせなくなった現在の子どもたち、と要約できるでしょう。子どもにとって必要なのは多様な年齢の仲間です。そうした仲間とふれあえる世界の再構築こそ子どもの豊かな育ちを保障する基盤ではないでしょうか。これは自分の家庭の中だけではできません。子どもと生きる場を共有するさまざまな年代の大人の力が必要です。さらにその大人の援助は子どもではなく、親にも向ける必要があります。



子どもが少ないということは親も少ないということです。加えて現在の子どもたちの親はほぼ30代。「二人っ子」が多数派になり、学校中心に育つようになってからの世代です。その前の世代の団塊の世代と異なり、さまざまな人との関係を積極的につくる力を培う機会が少なかった世代でもあります。少ない兄弟姉妹の中で学校の勉強中心に育ったために、自分が育つ過程で子育ての経験を積む機会が少なく、自分の産んだ子どもが生まれて初めて抱く乳児、という親もまれではない世代です。親としての経験不足に孤立した子育ての生活が重なれば、育児不安を引き起こす条件が整います。親の責任を問う前に、親として育つためのさまざまな先輩のアドバイスや子育て仲間の人間関係を豊かにするための仕組みづくりこそ、緊急の課題です。地域を基盤にした子育てネットワークを積極的に広げることの重要性が指摘される理由です。

Q8 家庭教育支援をきめ細かくゆきわたらせるには、 どのように工夫したらよいでしょうか？

KEYWORD

新しいメディアの活用 情報の積極的提供
子育て支援ネットワーク

家庭教育は、基本的には個々の家庭独自の考えと責任において行われるべきもので、学校教育や社会教育と異なり、行政で扱いづらい面はあります。しかし、親として基本的な子育ての知識や技能を学ぶ機会が少ない現代社会では、親となるための情報を提供することが必要です。行政はそのような理念を親たちが個々の家庭において遂行できるようサポートする必要があるのです。

子どもとともに家庭に閉じこもり、地域との接触もなく、孤立していて、「家庭教育学級」や「家庭教育資料」などがあることすら知らない親もいるのです。講座にも、来るのは母親ばかりで、受講してほしい父親や祖父母の年代などの参加者はほとんどみられないのが実状です。参加や利用をしたくてもそれができない人も多くいるに違いありません。

行政サービスの効率的な周知

行政が行う家庭教育に関する相談事業は、地域の親たちに十分知れ渡って活用されているでしょうか。相談事業は潜在的なニーズも高く、今後重要な事業となると考えられます。「家庭教育学級」の案内はチラシやポスターで告知することが多いですが、新聞の地域欄での催事情報の利用や電話等による直接勧誘など、きめ細かく、本当に必要とする人に確実に届くようにする工夫が求められます。「家庭教育資料」などはできればすべての家庭に配布したいものです。

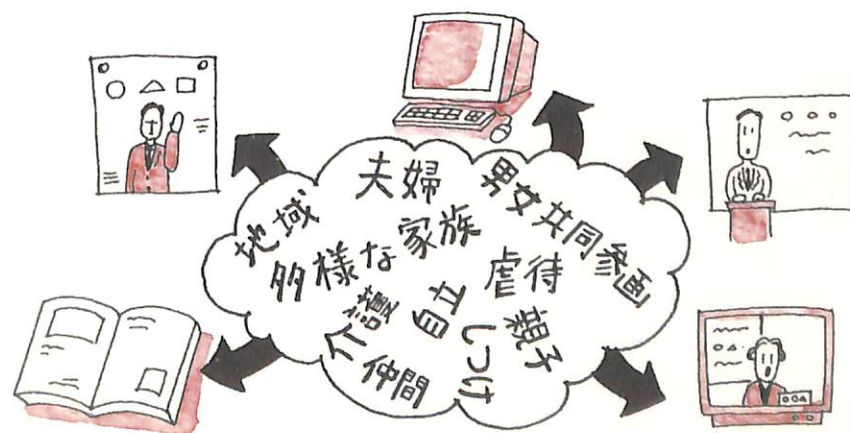
さらに子育てに関する悩みや不安をいなく親に対して気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイスを行う地域における子育て支援ネットワークづくりが求められています。

新しいメディアの活用

これからは、新しいメディアとしてインターネットの双方向性に注目することができます。インターネットのホームページやパソコン通信（Eメール）によるメーリングリストなどを使った広報や情報提供、またパソコン上の個別相談やチャット（子育て井戸端会議や掲示板など）によって、講座等に出かけられない親に情報を届け、またその人たちの生の声を聞くことができる工夫がアイデア次第でいろいろできそうです。テレビ番組、講座の記録、資料・冊子などをあらかじめデジタル処理しておいて使えば、情報内容を新しくつくる必要はありません。テレビ番組はビデオ化し、図書館やセンターなどで貸し出せば、多額の予算もあまり必要としないでしょう。そのためには著作権の適切な処理が必要なことはいうまでもありません。

地域の特性に応じた柔軟なプログラム

しかし、メディアの活用にも限界があります。家庭教育責任や子育て責任を一手に担って孤立している母親たち、家庭教育や子育てに無関心な、あるいは関心はあっても仕事等でかわれない親たちを、地域や社会に引き出す必要があります。そのための工夫として、学級講座の曜日・時間帯を、地域の人々の生活スタイルに柔軟に対応して、午後、夜、土日に開講したり、託児の充実などが望まれます。また、親子や地域の人たちがともに参加できる事業を工夫して、みんなが楽しめるようなプログラムの開発も必要です。さらには「出前講座」や訪問相談の実施など、関係者で知恵を出しあってみてください。



Q9 事業を成功させるために、他部局等との連携はどのようにしたらいいですか？

KEYWORD

ネットワーク型行政 パートナースhip
広域学習サービス網 人材育成

ネットワーク型行政の推進

男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育事業の展開にあたって、その企画や運営、評価を行う過程で、行政内の他部局や市民によるNPO、地域の自治会、PTA、企業などとの連携を図っていくことは、非常に大きな力となります。平成10年の生涯学習審議会答申では、そうした連携を「ネットワーク型行政の推進」として位置づけています。多様な機関間で多様なレベルの連携を行うことにより、各機関は、自らの特色や専門性を生かして、相互に連携して住民に対する学習サービスを的確に行うことができます。

さらに、「ネットワーク型行政の推進」によって、情報収集が容易になり、事業の支援者が拡大し、さまざまな支援の輪が広がります。

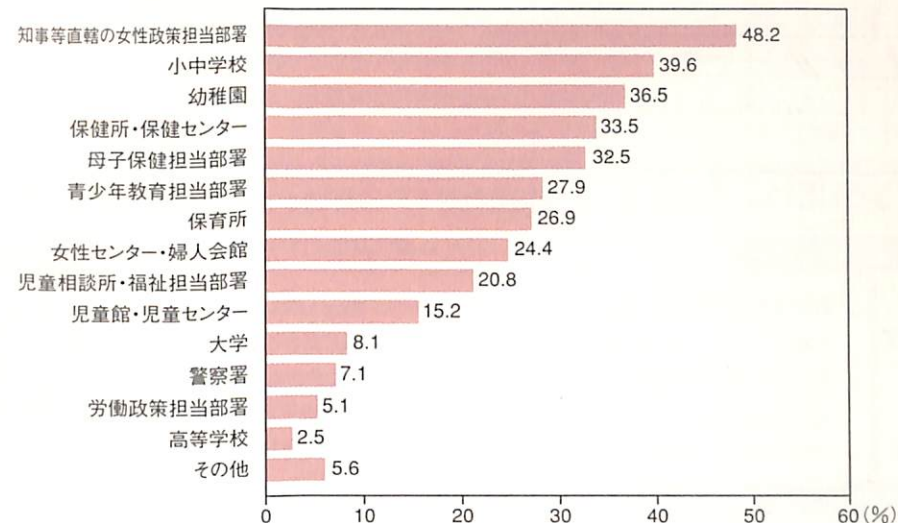
都道府県・市教育委員会の家庭教育行政担当者を対象としたアンケート調査では、他機関・他部門との連携を行っているのは4割弱にすぎません。その相手は、女性政策担当部署・女性センター等、学校関係、保健・福祉関係に集中しています。

たとえば、学校との連携では、教師をはじめとして、さまざまな領域の専門家の協力が得られます。また、社会教育やボランティア活動など、各地域で活躍している人々や団体などとのパートナーシップを形成していくことができます。

人材育成

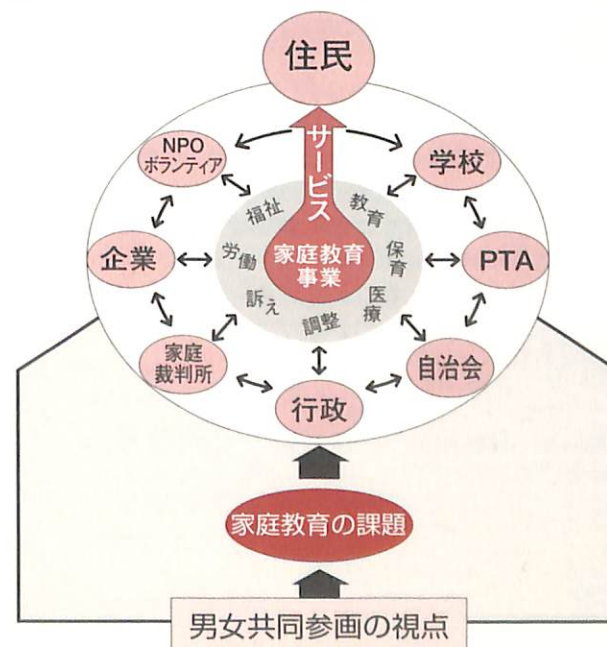
さらには、市町村の広域的連携を図ることにより、人々の活動の広がりに対応した、多様なサービスを展開することもできます。この市町村の連携協力のためには、都道府県の支援を得て、広域学習サービス網をつくるなど、恒常的な連携組織を設置することも連携の一つの工夫といえます。特に、家庭教育事業を充実させるためには、家庭教育に関する相談員や子育てに関するボランティアなどの人材育成が不可欠です。この面では、社会教育研修施設などとの連携が必要でしょう。

図表12：連携の相手



資料：国立婦人教育会館
「男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究アンケート調査」1999

図表13：ネットワーク型行政のモデル



24

2 実践のためのプログラム案

プログラム例 1. 中高校生向け

テーマ「こんな家庭を21世紀につくってみたい」

参加者数・時間・回数 中学生または高校生 30人程度（男女半々が望ましい）
1泊2日（初日昼～翌日昼） 各2時間

プログラム留意点

- 土日など1泊2日、青年の家など宿泊のできる施設で実施する
- 幼児とのふれあい体験用に、近くの託児つき公民館や保育園等との連携を行う
- 中高生による企画・実行委員会方式をとり、半年くらい前から準備を行う

期待される効果

- 自分の家庭イメージがメディア等によってつくられていることに気づく
- 多様な参加者や異なる意見があることを知るにより、多様な家庭像・男性像・女性像があることに気づく
- 男女ともに、結婚後の多様な家庭イメージをもてるようになり、子育てや介護、家事参加、仕事を続けることの重要性に気づく

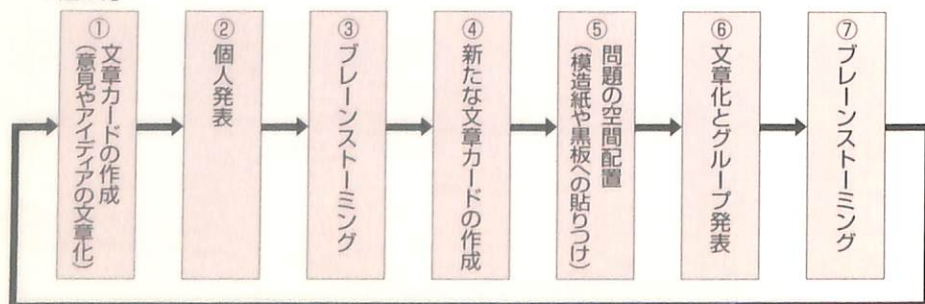
男女共同参画のポイント

- 固定的な性別役割分担意識が女性を家庭にしばり、男性を会社人間にしている現実を示し、男女共同参画の家庭・社会生活を考えさせる

【学習方法】—KJ法

参加者すべてのどの意見も大切に扱い、集団で創造的に問題解決を図る問題解決法。家庭教育に関する学習では、さまざまな対立意見も含めて課題や現状を把握し、その解決策を練ることに利用できる。

*進め方



プログラム例 1. 中高校生向け 「こんな家庭を21世紀につくってみたい」

回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
1 (初日昼)	人生は一期一会 ～知りあおう	相互インタビュー による他己紹介	● 座席はくじびきで決め、隣同士で自己紹介し、のち隣の人の他己紹介を全員に渡し行う	事業担当者 実行委員
2	みんなのいadak 家庭像 ～あなたの家庭 の理想と実態	グループ討議 KJ法 グループ発表	● 少人数のグループで自分のイメージする家庭像について実態と理想の両面から自由に討議する ● グループごとに家庭イメージをカード化し分類した上で、全体にプレゼンテーション ● 各人のイメージする家庭像が多様なことを知る	事業担当者 または 家庭教育の 専門家
③	こんな家庭って アリ？ ～アニメーション の中の家庭像 を見てみよう	ビデオ視聴 内容分析 全体討議	● アニメ「サザエさん」「クレヨンしんちゃん」「ドラえもん」「ちびまる子ちゃん」などを視聴、性別役割や父親母親像、家庭像について分析、討議する ● メディアを通じ知らず知らず自分の家庭イメージを形成していることに気づく	メディア研究の 専門家
④ (初日夜)	世界の家族 ～あれも家族、 これも家族	講義（ビデオ視聴や写真集・OHP等利用）	● ジェンダーや家族の形態が歴史的文化的に相対的・多様なことを具体的に視覚的に講じる ● 男女ともに経済的自立（職業をもち続けることの重要性）を強調する ● ジェンダー概念を理解し固定化された家族像のとりわれに気づく	女性学・ジェンダー論の専門家
5 (2日目)	子どもは面白い！ ～ふれあい体験 をしてみよう	講義 実習	● 幼児とふれあうときの留意点について簡単に説明する ● 近くの社会教育講座の託児か保育園で、幼児とふれあう ● 子育ての大変さ、楽しさを男女ともに知り、子育てには男女共同参画が必要なることを体験	子育て支援者
6	家庭像・ふたたび ～あなたがつくる 家庭の近未来	KJ法 グループ発表	● 今回の体験を家庭・夫婦・子ども・仕事などをキーワードにカード化し、分類しながら話しあう ● 新しい家庭像について全体にプレゼンテーションする	事業担当者 実行委員

→○は単独での講座も可

テーマ「私の人生：これまで、そして、これから」

参加者数・時間・回数 成人、未婚の男女 40人程度（男女半々が望ましい）
平日の夜 1回2時間4回

プログラム留意点

- 平日の夜等、成人、未婚の男女が参加しやすい時間帯を設定する
- ドラマや映画、小説などの素材の選び方に工夫が必要である
- ジェンダー・バイアスに気づくためには、ジェンダーに敏感な視点に留意して作品を選ぶことが必要である。
- ロールプレイでは、男女ともに子育ての楽しさや仕事の楽しさをもつことのできるシナリオを用意する

期待される効果

- 課題解決への一歩であるジェンダー・バイアスに気づくこと
- 各自が自分なりに解決するための具体的な解決法や知識を獲得できる

男女共同参画のポイント

- 「男とはこう生きるもの」「女性の人生はかくあるもの」という思いこみから解放されて、自分らしい生き方を考える機会とする
- 従来の慣習や現在の生活の中で、性差別への疑問や問題点を見抜く目を養う
- 男女がともに担う家庭生活の具体的なビジョンを示す

【学習方法】—アイスブレイク

講座、グループ学習やワークショップの最初の活動として、不安や緊張を氷解させ、互いに知りあい、クラスになじんで、リーダーを含めたクラスのメンバーが相互に知りあうための技法。

人当てゲーム 1枚の紙に有名人の名を書いて他の人の背中に貼りつける。貼られた人が自分の背中の人の名前を当てるゲーム。



言葉の連想ゲーム

「役割」など特定の言葉を聞いて心に浮かぶことを参加者に書いてもらい、その内容を他の人と話しあうゲーム。

回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
1	「あなた」を知りたい 「私」を語ろう	アイスブレイク クイズ形式を取り入れた自己紹介 講読	● 「わたしはだれでしょう？」というクイズ形式や相互質問方式を取り入れ、相互の心理的な距離感を小さくする ● 前もって、好きなものや特技、趣味などを記述しだれかを当てる方法もある。名前のプレートは置かない ● 次に他者の目に写った自分と比較しながら、今度は自分で「自分」を語ってみる。一人が語った内容に対して、相互に質問やコメントを言いあう ● イメージと実際の一致点や相違点を通して、「思いこみ」や「誤解」の原因を探す ● 性別に対する先入観がないかどうかという視点からの助言が必要である ● 次回のテキストを読む。女性の自立をテーマとした作品と男性に守られて幸せを獲得する作品を対比的に選ぶ	事業担当者
2	「だれか」になってみよう ：その1	概要紹介 グループ討議 グループ発表	● 前回講読した2つの物語のあらすじを紹介する ● グループごとに女性ならどちらの主人公になりたいか。男性ならどちらの女性を人生のパートナーにしたいかを、語りあう ● 討議した内容を発表し、専門家が助言する ● 互いの女性観や結婚観の違いや共通点を確認しながら、なぜそう思うのか、自分自身の育てられ方をふりかえる	地域の女性セミナー修了者や女性学の専門家
③	「だれか」になってみよう ：その2	ロールプレイ グループ発表 グループ討議	● ロールプレイの説明 ● 親子関係をテーマに役割を決めて寸劇を試み、子どもの育て方や家庭での性別役割分担の問題点を考え、その矛盾や解決法についてシナリオをつくる ● 男性は女性の、女性は男性の役割を演じる	ワークショップのできる専門家
4	私の「過去」を 思いつつ「未来」 を描いてみよう	講義 文章表現	● 「新しい家族像」について学ぶ ● 第2回、第3回の討議をふまえながら、感想やこれからの自分自身の結婚観や人生観などを文章にまとめる	家族問題の専門家

→○は単独での講座も可

テーマ「〇〇市の出産・育児情報誌をつくろう」

参加者数・時間・回数 新婚期の男女、妊娠中の親 30人程度 (15組)
平日の夜 1回2時間5回

プログラム留意点

- 夫婦で参加しやすい時間帯の設定
- 妊娠や出産、育児に夫婦で主体的に取り組む姿勢をもつ大切さに気づかせる
- 妊娠や出産、育児情報の取材、編集を夫婦で協力して実行するとともに地域について考える
- メンバーの間で作業量に偏りが出ないように配慮する
- 版下作成と合評会までは作業時間を配慮して計画を立てる
- ビデオやホームページを作成することも可能

期待される効果

- 妊娠・出産・育児といった女性だけの領域と考えられていた領域に男性の参画を求めることで、家庭内の男女共同参画の推進を図ることができる。子育ての共有は、社会や職場への女性の参画を容易にする可能性につながる
- 地域へ視野が広がり、子どもを産み育てやすいまちづくりという視点から地域を考える機会となる

男女共同参画のポイント

- 妊娠・分娩は女性だけが経験する過程であるが、妊娠中の精神的な支えから始まって、出産後の育児を夫婦の共通課題として取り組む必要性についての自覚を促す
- 妊娠・出産・育児を通して、男女ともに親として成長する必要性について理解を促す
- グループワークを実施する上で男女の役割が偏らないように配慮する

【学習方法】バズセッション

6・6 討論ともいう。6～8人ほどの小グループで、6～10分ほどの短時間の話し合いをする。ハチの羽音(バズ)のように、各グループが話しあう集まり(セッション)である。



回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
1	自分たちの生活の青写真をつくろう	講義 グループ討議 (バズセッション)	●「夫婦で取り組む出産・育児」をテーマにした講義 ●これからの結婚生活についていくつかの夫婦同士のグループで話しあい、自分たちの関係をふりかえる機会とする	家庭教育の専門家
2	情報誌の企画・編集	講義 グループ討議	●原稿の書き方、資料収集、取材の仕方などについての実践的な講義 ●男性が出産、育児に参加するためにはどのような情報が必要かを考える ●グループでの役割分担、取材計画についてグループ討議	編集者または記者 ※2日目以降は同じ人が望ましい
3	情報収集	取材(フィールドワーク)	●出産、育児に関する情報を収集する ●役所、病院、保育園等で得られる情報、育児中の男性や女性の声を聞くなどさまざまな場所で取材にあたり、地域の実態について知る ●取材日は弾力的に考える	編集者または記者
4	版下作成	講義 グループワーク	●原稿整理の方法、文字数、イラスト、レイアウトなどについての実践的な講義 ●グループごとに編集作業 ●文章、イラストを誌面上で構成し版下を作成する ●内容やイラストに男女の偏りがいないか考える ●次回までに簡易印刷・製本をする	編集者または記者
5	合評会	グループ発表 質疑応答 講評	●情報誌作成上、工夫したこと、苦労したことなどについて発表する ●各作品の個性に言及する ●私たちの住むまちの「産みやすさ・育てやすさ」について考える	編集者または記者 家庭教育の専門家

テーマ「楽しい子育て」

参加者数・時間・回数 乳幼児をもつ親 40人程度
土日の昼間 1回2時間6回

プログラム留意点

- 講義だけでなく、実習や体験によって学習効果を高める
- グループ討議やグループワークにより、自分の問題とその対応策を明確にし、今後に生かされるようにする
- 乳幼児の親が集まりやすい、地域の公民館、保健センター等を会場にする
- 親が参加しやすい時間帯に開催する（土日の昼間等）
- 託児ボランティアの協力で託児室を設ける

期待される効果

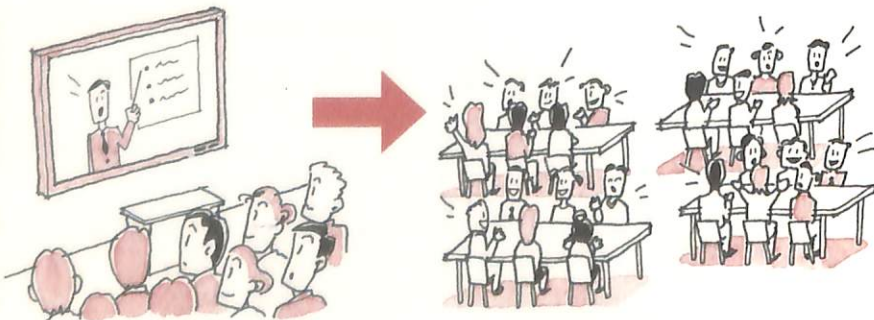
- この講座をきっかけに地域の乳幼児の親のネットワークができる
- 子育てに夫婦でかわり、子育てを楽しむ気運が高まる
- 子育ての悩みや困りごとの解決を図り、相談機関について知る

男女共同参画のポイント

- 育児は女性といった固定的な性別役割分担意識を是正し、父母がともに子育てをする意識を高める
- 男の子らしさ女の子らしさにとらわれない子育てが図れるようにする
- 父親が子育てへの関心や自信をもてるよう、必要な知識の学習や実習を行う

【学習方法】—ビデオフォーラム

講座のテーマに関連した映画やビデオ等を視聴して、参加者全体で公開討議を行う学習法。視聴の前後に、バスセッション、ブレインストーミング等のグループ討議法、講義法などを取り入れる。



回	主 題	方 法	内 容・プロセス・留意点	学習支援者
①	二人で子育て：その1	自己紹介 講義 K J 法 グループ発表	●子どものことも含めて自己紹介 ●父母ともに、乳幼児期の子育ての大切さを学ぶ ●数人のグループになり、子育ての悩みを各自カードに書き、並べて父親・母親の悩みを分類する ●解決策を各自カードに書き、それを並べて討議し、まとめる ●グループごとに発表する ●性別による固定的な子ども観や考え方や育て方の問題点を明らかにする	事業担当者 家庭教育の専門家
②	子育ての意義や楽しさを	ビデオ視聴 K J 法 グループ発表	●巻末の家庭教育関連ビデオ(1 P.56)を視聴する ●ビデオも参考にしながら、どんな子どもに育てたいかを各自カードに書き、並べて討議しまとめる ●グループごとに発表する ●助言・反省とまとめ ●男の子、女の子にとらわれない育て方について話しあう ●受講者自身のジェンダー・バイアスについて気づくようにする	家庭教育の専門家
③	簡単な離乳食	講義 実習	●離乳食について学び、子の年齢別にわかれ、父親も母親も乳幼児のおやつをつくる	家庭教育の専門家
④	子どもの心と体の発達	講義	●胎児から幼児までの心身の発達について学ぶ・Q & A ●相談機関について広く知る	子どもの発達の専門家
⑤	読み聞かせ	講義 実習	●子育て支援者により読み聞かせについて学ぶ・本の紹介・読み聞かせ ●男女共同参画の視点に立った本を選ぶことに留意する	読み聞かせの専門家
⑥	二人で子育て：その2	ビデオフォーラム	●巻末の家庭教育関連ビデオ(1 P.56)を視聴する ●内容についてグループ討議 ●固定した父親像、母親像にとらわれない子育てへのかかわり方を話しあう	女性学の専門家

→○は単独での講座也可

テーマ「子どもって素晴らしい」

参加者数・時間・回数 小学生の子どもをもつ親 40人程度
1回2時間6回

プログラム留意点

- 2～5回は親子の参加が望ましい。また、子どもがいっしょに活動できる内容、開催時間になるように配慮する
- 講義だけでなく、ロールプレイや創作活動を取り入れ、学習意欲を高める
- 絵に対する苦手意識のある参加者に対して、だれにでもできると納得できるサンプルを用意し参加意欲を高める

期待される効果

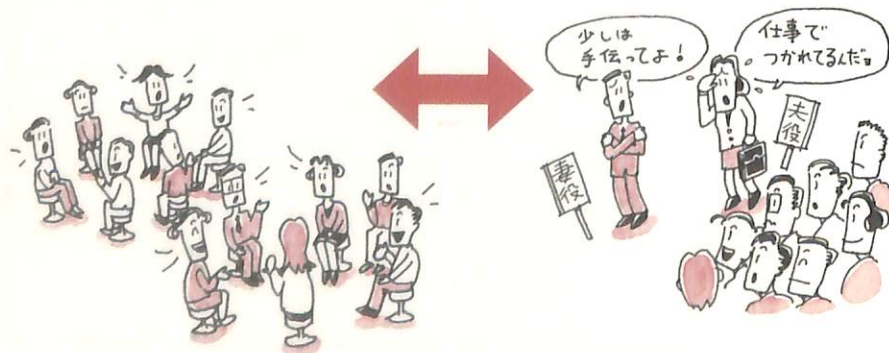
- この講座を契機に、親子のコミュニケーションがより深まるとともに、色やしつけ等の性別による固定意識の是正ができる
- 参加者自身がジェンダー・バイアスに気づき、子どもへの対応が変化する
- この講座を通して、小学生の親のネットワークができる

男女共同参画のポイント

- 性別によって、子どもの行動や生き方を固定しない育て方が人間として大切なことを理解させる
- 色やしつけ等について、性別による固定的な考え方の是正に留意する
- 参加者が自分自身のジェンダー・バイアスに気づくよう配慮する

【学習方法】—ロールプレイ

役割劇。学習の主題に関連した場面と人物設定を行い、配役とシナリオを考えて短時間の劇を演じる。学習者から演技者を選び、その役割演技を通じて、演技者と聴衆が共同で問題を体験する学習法。



回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
1	子どもと家庭教育	自己紹介 講話 講義	● 子どもの良いところを含めて自己紹介 ● 家庭教育ノートをもとに、家庭教育の大切さについて話を聞く ● 小学生の発達課題について学ぶ	事業担当者 小学校長 子どもの発達の専門家
②	子どもの立場、親の立場	ロールプレイ グループ討議	● 勉強や遊びの場面で、子どもと親の立場の役割転換法を用い、理解を深める ● 親と子の良いところを話しあう ● ふるまいや生き方を男女によって差別しない育て方が人間として大切なことを指導助言する	事業担当者
③	親と子のふれあいを深めよう	創作活動	● 絵手紙の作り方について学ぶ ● サンプルを参考に台紙を選び、親と子の互いに良い点を書きこむ ● 各種の色を用意し、子どもの性別による固定観念に左右されず、絵手紙の内容に適した色を選ぶよう助言をする ● 男女の差別をせず良い点を書こう ● 作品をつくり、感想を発表する	絵手紙の専門家
4	小学生の心身の成長	実習 スライド	● 子どもの心身チェック表に親子で記入 ● チェック表を見ながらスライド視聴 ● 小学生の心身の成長について学ぶ	小児科医
⑤	学校の男女平等教育の取り組みについて知ろう	ビデオフォーラム グループ討議 グループ発表	● 巻末の家庭教育関連ビデオ(1 P.56)を視聴する ● 内容についてグループ討議 ● 学校と家庭との連携について教師と参加者で話しあう ● 性別にとらわれない教育の大切さを知る	小学校の先生
6	子どもとしつけ	講話 話し合い	● 性別でしつけられず人間としてのしつけの大切さについて話を聞く ● お互いに意見交換する中で自己評価をする	家庭教育の専門家 事業担当者

→ ○は単独での講座も可

テーマ「ジェンダーに敏感な親として～子どもたちの世界を知ろう～」

参加者数・時間・回数 思春期の子どもをもつ親 20人程度
土日または夜間 1回2時間5回

プログラム留意点

- 父親も参加しやすいように、夜間や土日の開講などを考慮する
- グループ分けにあたっては夫婦が別のグループになるように配慮する
- フィールドワークのための下準備が必要なので、地域の実情に詳しい人の参加を得た実行委員会形式が望ましい
- 別プログラムとして、3回目を「タウンウォッチング」（半日）にあて、若者たちの出現するコンビニ、書店、広場、ゲームセンター、映画館、駅前、繁華街、風俗街などをグループごとに路上観察、若者たちにインタビュー調査を実施し、4回目に「若者出現タウンマップ」をつくるワークショップも考えられる

期待される効果

- 子どもとのコミュニケーションがスムーズになり、家族関係がイキイキする
- 夫婦間のコミュニケーションが子どもの精神的安定や生活態度の安定をもたらす、子どもにプラスの影響を与える

男女共同参画のポイント

- 親自身の、性別に基づく固定的な子ども観・しつけを改める機会とする
- 性別にかかわらず子どもの自立性や人格を認める大切さに気づかせる
- 夫と妻の関係を見直し、子離れ・親離れ後の家庭像を考えさせる

【学習方法】パネルフォーラム

議題について立場や意見を異にする参加者の代表（3～5名）がディスカッションを行い（パネルディスカッション）、後半は一般参加者も討議に参加する形式（フロアとの質疑を含めてパネルフォーラムともいう）。



回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
1	いろいろな親たちがいる～さまざまな子どもへの思い	アイスブレイク グループ討議・発表	●小グループで自己紹介他己紹介をしあう ●「いまどきの若者たち」について話しあい、報告	実行委員
②	「男らしさ」「女らしさ」の育て分けは子どもにとって理不尽	講義 ジェンダーチェック	●ジェンダーに関する基礎的講義 ●特に兄弟姉妹のしつけ差を具体例をあげて指摘 ●「チェックシート」などを利用して親としてのチェック ●自分が行っている育児や教育のジェンダー・バイアスに気づく	女性学の専門家
③	若者たちを取り巻く世界：その1 メディアウォッチ	メディア視聴（パネル・OHP・プリント） グループ討議 グループ発表	●若い人向けメディアやインターネットのホームページ等を見る ●大人向けメディア（週刊誌、スポーツ紙）を見る ●若者～大人メディアについて討議し、発表する ●大人と若者のメディアの共通性を認識し、ジェンダーやセクシュアリティへの敏感な視点がまず大人に必要なことを知る	メディアの専門家
④	若者たちを取り巻く世界：その2 若者たちに聞いてみよう	パネルフォーラム	●中高生数名に親・家庭などについて語ってもらう ●会場と質疑応答 ●子どもたちの自立性に気づく ●宿題として、子どもと自由なテーマで話しあいさらに夫婦で、子どもが発信するサインをとらえているかどうかを話しあう	中高生ゲスト 実行委員（司会役）
5	ジェンダーにとらわれない親になるために～父母共同参画で若者たちと接触を	グループ討議・発表 指導・助言	●4回目の宿題を報告し、その後全体で話しあう ●夫婦間のよいコミュニケーションが子どもにより影響を与えることについて言及する ●「子離れ」の大切さを認識する ●「子離れ」後の夫婦関係につなげる	家族問題の専門家

○は単独での講座も可

テーマ「家庭のライフプラン」

参加者数・時間・回数 中高年期の親 30人程度
土曜日 午後3時～5時 1回2時間8回

プログラム留意点

- 親の子離れ、子の親離れの段階にある中高年期の住民向けに、① 子離れ後も親が子どものモデルであり続けること、② 子として、老いていく親にどう対するか、③ 人としてどう生きるかを学んでもらい、高年期に備える
- 中高年期の身体的・精神的変化の知識として男女の更年期を理解し、生活習慣のチェック、コミュニケーション法など実践的な技術を身につける

期待される効果

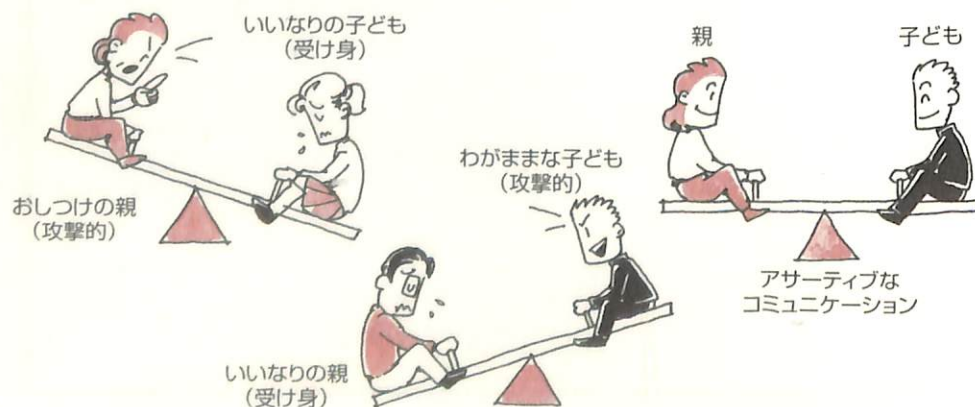
- 自立性を身につけた親が子の生き方のモデルとなる
- 親自身の成長と発達から、家庭教育の認識が変わる
- 家庭教育と地域の教育に深いつながりができる

男女共同参画のポイント

- 人生の再設計にあたり、互いの自立性を身につける親子や夫婦、地域の人間関係を見直す視点を示す
- 介護と育児の役割をとらえなおし、男性の介護・育児参加や地域における若い世代指導の具体的な方法を学ぶ

【学習方法】アサーティブネス・トレーニング

日常の生活場面でのコミュニケーションのトレーニング法。アサーティブネスとは、受け身的でも攻撃的でもなく、自分も相手ともに大切にしながら自己をうまく主張する相互尊重のコミュニケーション法。



プログラム例 7. 高年期に備える親向け 「家庭のライフプラン」

回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
①	世界の家族に見る親子の自立	ビデオフォーラム アイスブレイク グループ発表	● 世界の家族のビデオ視聴 ● 他已紹介法によるグループ内の自己紹介、世界の多様な家族像と生き方を見て日本人の「子離れ・親離れ」を討議し、発表	外国人研究者か比較教育の専門家
②	中年期からの家庭運営	講義 演習	● 中高年期の課題の学習 ● 人生プラン表の作成と発表 ● 男女ともに自立を考える	ライフプランの専門家
③	健康な生活をつくる	講義 演習	● 更年期の理解 ● 家庭の生活習慣のチェック ● 健康体操の修得	医学の専門家
④	家庭の基礎としてのマネー	講義 バズセッション	● 家庭の経済や消費、労働を見直す ● 中高年期からの男女の経済的自立について討議と発表を行う	生活科学の専門家
⑤	異世代とのコミュニケーションの持ち方	アサーティブネス・トレーニング	● 孫などと世代を越えた場面を設定し、対話の技術を身につける ● ジェンダーに敏感な視点から日常会話を見直す	コミュニケーションの専門家
⑥	世代間の相違を考える	ロールプレイ	● 親子・祖父母・孫などの役割を決めてロールプレイを行う ● 世代間の考え方や行動の差異と共通点を理解する	家族問題の専門家
⑦	高齢者の力を地域に生かす	KJ法 グループ発表	● 地域への参加の仕方を考える ● 地域のサービス地図づくりなどアイデアを収集する ● 高齢者の子育て支援ボランティアの可能性について考える ● 男性の介護参加について考える ● 多様な生き方の検討と発見	高齢者問題の専門家
⑧	親として、子として、人間として	グループ討議・発表	● 人生を通じて、人がどんな役割を果たすかをテーマにグループで討議し、発表する ● 特に、男女の生き方をジェンダーに敏感な視点から見直す	ライフコースの専門家

○は単独での講座も可

テーマ「仕事と子育て、どちらも生きがい」

参加者数・時間・回数 働く男女 40人程度
1回2時間5回

プログラム留意点

- 働く男女が参加しやすい時間帯に開催する
- 家族との会話、手紙や電話、Eメール等のコミュニケーションの方法を扱い、具体的な手だてを示す

期待される効果

- 家庭教育の大切さを認識し、男女が協力して子育てを楽しむ気持ちができる
- 参加者自身の「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識の是正ができる
- 地域の中での子育てが大切なことを理解し、実践への意欲づけができる

男女共同参画のポイント

- 男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識の矛盾に気づかせる
- 「子育ては母親の責任」というジェンダー・バイアスに気づくよう配慮し、父親も母親も育児にかかわる大切さを示す
- 男の子も女の子もともに家事に参加する意義を理解させる

【学習方法】—ディベート

賛否を問う問題について肯定側、否定側チームにわかれて論議する方法。双方それぞれの主張の正当性を述べ、相手の矛盾点を指摘しながら議論する。事前に丹念な調査・研究を行い、チーム内の役割分担を決めたり、相手の反論への準備を行うと効果的。



プログラム例 8. 働く男性、働く女性向け 「仕事と子育て、どちらも生きがい」

回	主 題	方 法	内 容・プロセス・留意点	学習支援者
①	両立させよう 仕事と子育て ：その1	アイスブレイク 体験談	●仕事と子育てを両立する悩みも含めて自己紹介する ●ゲームを行い参加者の交流を図る ●家事・育児について男女ともに家族が協力し、仕事と子育てを両立した体験談を聞く	事業担当者 仕事と子育ての 体験者
2	両立させよう 仕事と子育て ：その2	グループ討議	●小グループにわかれ仕事と子育ての両立について問題を出しあう ●家族全員のこれまでの役割分担を見直し、問題解決方法を考える	事業担当者
③	男の子・女の子	講義 ディベート	●子どもの発達段階について学ぶ ●男の子、女の子をもつ親にわかれて「男の子は男らしく、女の子は女らしく」というテーマでディベートをする ●討論の中で、男の子と女の子といった性による差別や、子育ては女性の責任といったジェンダー・バイアスに気づくようにする ●講師によるまとめ ●男の子も女の子も家事に参加させよう	子どもの発達の 専門家
④	地域とのコミュニケーション	講義 発表	●ボランティア活動を通して地域の役割の大切さについて学ぶ ●自分と地域とのかかわり方を再考する ●講師によるまとめ	地域活動の ボランティア
⑤	家庭でのコミュニケーション	講義 ロールプレイ 講義 実習	●各種のコミュニケーション方法について学ぶ ●共働き家庭という設定で家族の役割を決め、実演する ●感想発表 ●さまざまな人とのコミュニケーションが仕事と子育ての支えになることを学ぶ ●子どもや配偶者への手紙を書く ●講師によるまとめ	家庭教育の 専門家

→○は単独での講座も可

テーマ「お父さんのパワーアップ講座」

参加者数・時間・回数 小学生の父親 30人程度
土曜日 午後3時から5時 1回2時間7回

プログラム留意点

- 企画・実行委員会方式を採用。企画・実行委員のための男女共同参画学習の機会を設ける
- 父親が参加しやすい時間帯に開催する
- ロールプレイなど参加型学習法やゲームを取り入れ、動機づけを高める
- 参加者の発言機会を増やし、父親としての子育ての悩みを引き出す
- プログラム終了後（各回および全体）、実行委員と参加者の反省会をもつ

期待される効果

- 家事・育児は母親の仕事といった性別役割分担意識を変えるきっかけとなる
- 遊びの体験活動、子どもの心身について知識や対話法などの学習を通して、子育て参加につながる技術修得ができる
- 地域の中での子育て支援につながる人間関係づくりができる

男女共同参画のポイント

- 男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識の問題点に気づかせる
- 男女共同参画の視点を押しつけず、技術の修得を通じた行動変容を図る
- 男の子と女の子の育て方について、ジェンダーにとらわれない感性を育む
- 男性も参加する子育ての支援ネットワークにつながる地域関係をつくるよう促す

【学習方法】—ブレインストーミング

無礼講討論ともいうグループ討議。

1. 自由奔放に発言する
2. 他の人の意見、アイデアを批判しない
3. お互いが多いアイデアを出す
4. 他の人のアイデアに便乗したアイデアを出したり、複数のアイデアを組み合わせることを歓迎するという発言の原則を重視する。この4原則に従い、多数のメンバーがアイデアを出しあう創造的方法。



プログラム例 9. 小学生の父親向け 「お父さんのパワーアップ講座」

回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
①	がんばって お父さん	討議 グループづくり アイスブレイク	●巻末のビデオやテキスト（P.54～）を用いて討議する ●他己紹介法 ●子育ての悩みについて整理 ●グループでまとめて発表する	家庭教育の 専門家
②	パワーアップの 初歩	ロールプレイ グループ討議	●前回の課題の再確認 ●典型的な家庭を想定したロールプレイの実演 ●「何ができるかお父さん」というテーマで話しあう。自分たちのできることをグループで討議する ●各グループでロールプレイのシナリオを書きかえて実演 ●父親としてのアイデンティティを確認する	家庭教育の 専門家
③	パワーアップ ：遊び編	実習・体験	●遊びの大切さについて学ぶ ●身近な材料での遊び体験（空き缶・新聞紙・ボール等） ●父親も子どもと遊ぶ大切さについて学ぶ	遊びやゲームの 専門家
④	パワーアップ ：家事編	実技・実習	●男性が料理や掃除、炊事、洗濯のコツを学ぶところがポイント	家庭科の先生 または料理学校の先生
⑤	パワーアップ ：対話編	アサーティブネス・ トレーニング	●対話の技術の初歩を学ぶ ●聞き方、話し方、叱り方、ほめ方を身につける	アサーティブネス・ トレーニングの 専門家
⑥	パワーアップ ：育児編	講義 KJ法 グループ討議と 発表	●子どもの成長について学ぶ ●「子育てで何ができるかお父さん」のテーマで討議、KJ法により、できることをリストアップし、発表する ●父親も育児にかかわる大切さを確認	子どもの発達の 専門家
⑦	パワーアップの 総仕上げ	講義または事例 発表 グループ討議と 発表	●父親参加による子育て支援ネットの事例の学習 ●地域における子育ての課題を討議 ●地域のために何ができるかを討議して発表する	子育て支援の 専門家

○は単独での講座も可

テーマ「あなたも子育て支援の力を」

参加者数・時間・回数 40人程度
1回2時間8回

プログラム留意点

- 支援者として必要な、多彩なメニューを用意する
- 参加者が実際に活動できる、グループ討議やワークショップを取り入れ、学習効果を高める
- 課題研究の1回目と2回目の開催日の間に、調査ができるゆとりをもたせる

期待される効果

- 参加者自身のジェンダー・バイアスを是正することができる
- グループ研究を通じ、子育て支援にあたっての人間関係について学べる
- 課題研究を通して、課題解決の計画・実施・まとめといった、課題解決の力を養うことができる

男女共同参画のポイント

- 参加者自身が自分のジェンダー・バイアスに気づくよう留意する
- 調査研究活動では、子育ては男女ともにかかわるという視点で資料集めをする

【学習方法】—ワークショップ—

皆で意見交換や共同作業を行い進める体験的で参加型の学習法の組み立てによる研修法。講義や指導中心の研修会ではなく、参加者が積極的に他者の意見や発想から「気づき」「学び合い」最後に自らの「ふりかえり」をするプロセスでの学びを大切にする。



プログラム例 10. 家庭教育支援者向け 「あなたも子育て支援の力を」

回	主 題	方 法	内容・プロセス・留意点	学習支援者
1	子どもを取り巻く状況	アイスブレイク 講義	● 子ども等も含めて自己紹介をする ● ゲームを行い交流を深める ● 子どもを取り巻く社会状況と家庭教育の現状について学ぶ	事業担当者 家庭教育の専門家
2	課題研究Ⅰ ：男性が子育てしづらい社会について調査しよう	講義 グループ討議 調査研究活動	● 子育ての課題（遊び・食事・しつけ・病気等）について学ぶ ● 各グループで研究テーマを決め、討議する ● 男性もともに子育てをするという考えで話し合いを進める ● テーマについて調査や、実践する計画を立てる（5回目に発表）	家庭教育の専門家 子育て支援の実践者（補助）
3	カウンセリングマインド ：その1	講義	● 相談活動の基本について学ぶ ● 事例について学ぶ	カウンセラー
4	カウンセリングマインド ：その2	ロールプレイ	● 相談員と聞き手の立場で演技 ● 相談者の立場を理解する	カウンセラー
5	課題研究Ⅱ ：どうしたら男性が子育て支援できるか考えよう	事前学習 ワークショップ	● 各自の資料をグループで討議 ● 発表用に資料をまとめる ● グループによる課題研究発表 ● 各自がもつジェンダー・バイアスに気づく ● 父親対象の活動メニューを考えよう ● 男女ともに子育てをする良さを知る	家庭教育の専門家 子育て支援の実践者（補助）
6	子どもと遊び	講義 体験活動	● 遊びの大切さについて学ぶ ● 身近な材料での遊びを体験する ● 子どもの心を取り戻す	遊び研究の専門家
7	読み聞かせ	講義	● 読み聞かせの実演 ● 性別にかかわらず本選びをすることに留意する意識を身につける	読み聞かせの専門家
8	ボランティアについて	講義	● ボランティア活動について学ぶ ● 修了書を渡し、今後の活動につなげる	地域活動のボランティア等事業担当者

テーマ「家庭教育を支援する企業をめざして」

参加者数・時間・回数 企業の人事、福利厚生、労務管理者 20人(10企業 各社 男女2人ずつ)
右プログラムの1・2・3・7回は全体プログラム、4・5・6回はグループワーク

プログラム留意点

- 各社からの参加者は、別グループに所属するようグループ分けを配慮する
- 商工会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等の協力と理解を得る
- 講義と自己点検プログラム・事例発表を組み合わせる各企業の問題点とその解決への理解を進める
- 企業の社会的貢献と労働の生産性向上という公益性を強調する
- グループワークは事例調査法を行う。その作業は、①K J法を採用した調査項目の作成と質問紙の作成、②各企業で実施するための受講者による準備調査と調査票の修正、③各企業への本調査実施、④事例分析と結果の考察、の手順で4回にわたり行う

期待される効果

- 女性の職業機会の増大と男性の家庭教育参画への理解が深まる
- 子育てへの参画により企業従業員の地域活動への貢献が期待できる
- 家庭教育を配慮した労働環境の整備について理解が深まる
- 企業社会における男女共同参画意識が高まり、企業イメージの向上につながる

男女共同参画のポイント

- 職場における男女共同参画意識の向上を図る
- 男女共同参画の視点に立った実質的な行動指針や労務管理規則を検討する
- 家庭教育参画の学習を労働意欲や生産性・創造性の向上につなげる

【学習方法】— ラウンドテーブル

基本的な会議の形式で、四角または丸い机を囲んで行う。上座・下座を意識せず、皆が気軽に発言できる。司会と記録を決め、人数は10～20人程度にする。



回	主 題	方 法	内 容・プロセス・留意点	学習支援者
①	日本の教育(家庭教育)に貢献する企業とは	講義 アイスブレイク グループ討議・発表	●講師による問題点の明示 ●業種や職種等を考慮したグループ化 ●グループで、企業として家庭教育に貢献すべき課題を討議する	家庭教育の専門家 企業文化の専門家
②	世界の企業と家庭教育の現状	ビデオフォーラム ラウンドテーブルと発表	●北欧や欧米の労働状況と家庭への参画状況の学習 ●日本との比較をグループで討議し発表	比較教育の専門家
3	グループワークの作業計画策定	講義 K J 法	●事例調査の方法 ●K J 法による問題の掘り下げと調査項目の作成	事例調査法の専門家
4 5 6	グループワーク 1: 男女共同参画への取り組み	事例調査	〈グループ1〉 ●家庭教育への男女共同参画を支援するための労務管理のあり方と、家庭教育を支援する産業としての企業活動全体を検討(※「SOHO」)	ジェンダー問題の専門家 労務管理の専門家
4 5 6	グループワーク 2: 地域活動への参加	事例調査	〈グループ2〉 ●地域の子育て活動への従業員の参画と、地域活動を支援する企業活動全体のあり方を検討する	地域の子育て支援者
4 5 6	グループワーク 3: 情報社会	事例調査	〈グループ3〉 ●情報社会について、情報内容を提供する企業の教育的役割を検討する	情報教育の専門家 ※メディアリテラシーの専門家
4 5 6	グループワーク 4: 健康生活	事例調査	〈グループ4〉 ●各企業の労務管理面における健康・福祉支援策と、従業員の家庭と企業における生活習慣とその子どもへの影響を検討する	健康教育の専門家
7	日本の家庭教育と企業の未来	研究発表	●各グループによる研究発表と課題、および問題解決策を提示する	企業経営の専門家

○は単独での講座も可 3回から4グループに分かれ、事例調査のグループワークを3回行う

※「SOHO」スモールオフィス・ホームオフィスの略…自宅や小さな事務所パソコンやインターネットを駆使して仕事をする人たちの仕事を指す
※メディアリテラシー…メディアの情報を批判的に読み解く能力等

3 家庭教育資料作成にあたってのポイント

家庭教育資料は、親たちが手許に置いて、いつでもひもとけるテキストであるとともに、地域の父母たちへの貴重なコミュニケーション手段となります。ここでは、冊子スタイルのパンフレット、広報紙誌、チラシなどプリントメディアの企画・編集・作成・配布にあたっての留意点を列挙してみます。

1 家庭教育資料の機能・・・どのような機能を担わせましょうか？

家庭教育資料には、次のような機能があると思われます。

- (1) 保護者たちが、家庭教育についての考え方や知識、その具体的手法などについて知るための情報メディアとして。
- (2) いつでもどこでも読める、困った時のハンドブックとして。
- (3) 地元相談機関、救急機関などの情報誌として。
- (4) 講座やイベントなどを知らせる広報メディアとして。

読者対象は、次のような人たちになると考えられます。

- (1) 直接、家庭教育学級に参加できない保護者たちのため。
- (2) 古くからの子育て文化を担ってきた祖父母からのアドバイスを受けるような条件にない保護者たちのため。
- (3) 専門家の相談・アドバイスを直接受ける代わりに。
- (4) 最新の子ども問題についての認識を得たり、祖父母の時代とは異なる新しい知識を得るために。
- (5) ほかの親たちとの出会いやいろいろな人とのコミュニケーションのない孤立した親たちのため。

2 家庭教育資料のフォーマット・・・どんな型・スタイルで出しましょうか？

1つの家庭教育資料に、全部の機能を盛りこむことはできません。メディアの特性に応じて機能を使い分けたり、いくつかの機能を組み合わせて、最もふさわしいスタイルを選ぶ必要があります。メディアの種類としては、以下のようなものが考えられるでしょう。

- (1) 冊子・パンフレット型（表紙があり、4ページ以上のもの。ブックとパンフレットの合成語で「ブックレット」などという表現もあります）。
- (2) 新聞型（表紙は特になく、表裏2ページ以上のもの）。
- (3) チラシ型（イベントの告知や機関の告知をするペラ1枚のもの）。

他にも、ビデオやインターネットのホームページ、テレビ番組などが考えられます。特にインターネットは、関連機関にリンクするなど新しい家庭教育資料として成長が期待されます。

しかし当面は、保存性にも情報量にも長けた活字メディアが中心となるでしょう。冊

子・パンフレット型、新聞型は、(a) 啓蒙・啓発型 (b) Q&A型 (c) 便利帳型 (d) 広報型 (e) フォーラム・掲示板型、などに分けられます。最近では、「お説拝聴」タイプでなく地域のいろいろな人が紙誌面に参加し、自分と似たような境遇の人とのコミュニケーションが成立する(e)タイプも多いようです。

また、多くの人に読んでもらってこそそのメディアですので、内容の「わかりやすさ」が心がけられるべきでしょう。それは、レイアウトや色づかいなど「読みやすさ」もかわります。さまざまなニーズや広報目的に応じて、配布の方法も工夫しましょう。

3 情報内容は表現に注意を・・・男女共同参画の視点とは？

家庭教育資料には、本書に述べられている男女共同参画の視点が不可欠です。まずは企画スタッフで意思の統一を図りましょう。

ジェンダーにかかわって、記述の仕方や言葉使い、イラスト、写真など情報内容にジェンダー・バイアス（父母の機能・役割に関する固定的な表現、子どもの性別に応じた表現の使い分けなど）があつては画竜点睛を欠きます。公的な広報物は人びとの意識を形成するのみならず、企業や学校の規範的役割ももちますから、いわゆる表現ハンドブックやガイドラインなどに準拠しながら、ジェンダー・バイアスのない表現に注意したいものです。

- (1) 起用される執筆者の性別観が内容を左右します。専門性だけでなく、男女共同参画の視点に配慮し、執筆者、イラスト・写真担当者を起用するとともに、これらの人たちの男女構成比もどちらかの性に偏ることのないよう心がけましょう。
- (2) 性別役割固定的な言葉使い（たとえば「父兄」「ご主人」など）や発想（「お母さんが気をつけるのは当然」「女の子はおままごとが好き」など）は、男女共同参画の視点に立った家庭教育資料の真価を疑われてしまいます。「保母」や「カメラマン」等のような性別が含みこまれた職業を表す言葉は、「保育士」「写真家」など男性も女性も含むような包括的表現に、また「女子○○」などと性別を明示する際には極力「男子○○」にもふれる平行表現を心がけましょう。
- (3) レイアウトやイラストなどを外部プロダクションに委託するケースも少なくないと思います。イラスト内容・写真内容、登場人物が、何かというお母さんはエプロン姿で、お父さんは力強く、などというようにステレオタイプに描かれがちですので、よく打ち合わせて意図を伝えてください。
- (4) 読者参加も有効です。ニーズが直接くみあげられるとともに、家庭教育資料への愛着を強め、閲読率を高めます。
- (5) モニター制度を採り入れたり、読者との合評会を行うのも、実効性ある評価システムの一環として意味あることでしょう。また、家庭教育講座などでテキストに使うことで読者からの反応を知ることができます。双方向的なネットワークで、家庭教育資料をつくることによって、読者も増えることでしょう。

男女共同参画を考える上で、その歴史的経緯、関連する法案、参考文献・ビデオなどの情報も活用してみましょう。

1 男女共同参画に関する社会の動きや法制度

第2次世界大戦後に誕生した国際連合は、「婦人の地位委員会」を設置し、「女性の参政権に関する条約」「既婚女性の国籍に関する条約」などを採択してきました。1960(昭和35)年以降、世界的規模の女性、フェミニズム運動の大きなうねりの中で女性問題はさらに国際的な課題となりました。1975(昭和50)年の国際婦人年にメキシコ・シティで第1回目の世界婦人会議が開かれてから、第2回(コペンハーゲン)、第3回(ナイロビ)、第4回(北京)と多くの成果が出され、国際社会は女性問題の解決と男女平等の実現に向かっています。子どもについても1989(平成1)年の国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、日本でも1994(平成6)年に批准し、子どもの人権問題の解決に積極的に取り組んでいます。

女子差別撤廃条約の批准

国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」は各国政府に国内行動計画策定を要請しました。日本でも「婦人問題企画推進本部」(昭和50年)が設置され、総理府婦人問題担当室が業務を開始し、「国内行動計画」(昭和52年)が策定されました。1979(昭和54)年の国連総会では、あらゆる分野における性差別の撤廃と、性差別の背後にある性別役割分担の見直しを強く打ち出した「女子差別撤廃条約」が採択されました。しかし日本がこの条約を批准するためには法制度を改正する必要がありました。1つは国籍法で、当時の国籍法では、国際結婚で生まれた子どものうち日本国籍を取得できるのは父親が日本人の場合に限られていました。1984(昭和59)年、国籍法が改正されて父母両系血統主義が採用されました。また、労働基準法には労働条件についての男女平等の規定がなかったので「男女雇用機会均等法」を制定し、さらに教育の分野では家庭科教育における男女で異なる取り扱いを同一とし、女子のみ必修だった高等学校の家庭科のカリキュラムを改訂し男女とも必修としました。その後、「育児休業法」、男性にも家族の責任を求めたILO「家族的責任条約(156号)」批准、「男女雇用機会均等法」の改正など法制度の整備は着実に進んでいます。

男女共同参画に関する年表および関連法案

1975. 6-7 (昭.50)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択
9	総理府「婦人問題企画推進本部」設置 (本部長・内閣総理大臣)
1977. 1 (昭.52)	国内行動計画策定
1977. 7 (昭.52)	国立婦人教育会館設置
1979. 12 (昭.54)	国連総会、「女子差別撤廃条約」採択
1980. 7 (昭.55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)
1984. 5 (昭.59)	国籍法及び戸籍法の一部改正法公布 (1985.1施行)
1985. 6 (昭.60)	「男女雇用機会均等法」公布(1986.4施行)
6	「女子差別撤廃条約」批准(1985.7発効)
7	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「ナイロビ将来戦略」採択
1989. 3 (平.1)	文部省、新学習指導要領告示
1991. 5 (平.3)	「育児休業法」公布(1992.4施行)

1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 昭和54年12月18日(国連第34回総会)
効力発生 昭和56年9月3日
日 本 国 昭和60年7月1日公布(条約7号)
昭和60年7月25日効力発生

第1部 総論

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

公 布 昭和47年7月1日(法律113号)
施 行 昭和47年7月1日
主要改正 昭和60年法律45号・平成9年法律92号

第1章 総則 (目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

- 第2条 1. この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
2. 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

3 育児休業、介護休業、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

公 布 平成3年5月15日(法律76号)
施 行 平成4年4月1日
主要改正 昭和60年法律107号、平成9年法律92号

第1章 総則 (目的)

第1条 この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

国際的な動向を見ると、「ナイロビ将来戦略」を経て、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」では法制度から実際の平等が志向されています。こうした流れの中で日本政府は女性に対する国内推進体制を整備し、男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部が設置されました。男女共同参画審議会は「行動綱領」、国民各層から寄せられた幅広い意見、要望をふまえ、「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」を答申しました。これを受けて男女共同参画推進本部は1996(平成8)年「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

男女共同参画社会基本法の成立

日本はこれまで大量生産、大量消費、大量廃棄の工業化社会の中で高度成長を遂げてきました。しかし、少子高齢化が進めばこれまでのような成長は望むべくもありません。また心配される地球温暖化を防止するためには適量生産、適正消費、極少廃棄の循環型経済が必要になり、物質的な充足から心の充足が重視されるようになるでしょう。「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的な考えでは男性も女性も満足する生活を送れないでしょう。男性も女性も職場、家庭、地域社会でバランスのとれた生活をするためには男女が対等な構成員としてあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現が求められます。

しかし、現実には男女共同参画が達成されているとはいえません。たとえば、政治経済をはじめとして各分野における政策方針決定過程への女性の参画状況は国際的に見ても遅れています。UNDP(国連開発計画)は、人類の進歩を測る人間開発指数(HDI)を発表していますが、1999(平成11)年に発表された日本の順位は174ヶ国中第8位です。ところが、女性の政治経済、意志決定参加を測るジェンダー・エンパワーメント測定(GEM)は102ヶ国中38位と大きく後退しています。こうした状況を是正するためには、性別に基づく差別を撤廃するだけでなく、男女共同参画を積極的に促進する措置(ポジティブアクション)の実施、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しなど多岐にわたった取り組みが必要です。そのために「男女共同参画社会基本法」が1999(平成11)年6月23日公布・施行されたことは大きな前進といえるでしょう。

文部省は1998(平成10)年4月婦人教育課に家庭教育支援室を設け、同年7月には婦人教育課を改組して、男女共同参画学習課を置きました。また2001(平成13)年には中央省庁等の改革で内閣府に男女共同参画局が新たに設けられ、男女共同参画会議とともに強力な推進体制が敷かれることが予定されています。

1994.
(平.6)
1994.
(平.6)

4
7

国際家族年

「児童の権利に関する条約」批准

総理府男女共同参画推進本部設置
(本部長・内閣総理大臣)

1995.
(平.7)

6

「育児休業法」一部改正公布、
介護休業制度の法制化

(10施行、介護休業1999.4施行)
(平.11)

6

ILO「家族的責任条約(156号)」批准

9

第4回世界女性会議(北京)開催
「北京宣言及び行動綱領」採択

1996.
(平.8)

7

男女共同参画審議会「男女共同参画
ビジョン—21世紀の新たな価値の
創造—」を内閣総理大臣に答申

12

男女共同参画推進本部
「男女共同参画2000年プラン」策定

1997.
(平.9)

6

「児童福祉法」一部改正公布
(1998.4施行)
(平.10)

6

「男女雇用機会均等法」改正公布
(1999.4施行)
(平.11)

1998.
(平.10)

4

文部省、家庭教育支援室設置

1998.
(平.10)

7

文部省、男女共同参画学習課設置

1999.
(平.11)

6

「男女共同参画社会基本法」公布・施行

5

家族的責任を有する男女労働者の機会
及び待遇の均等に関する条約(第156号)

採 択 昭和56年6月23日(第69回労働総会)

効力発生 昭和58年8月11日

日 本 国 平成7年6月12日公布(条約10号)

平成8年6月9日効力発生

第3条 1. 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。

2. 1. の規定の適用上、「差別」とは、昭和33年の差別(雇用及び職業)条約の第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

6

行動綱領における戦略目標(重大問題領域)

採 択 平成7年9月15日(第4回世界女性会議)

- A 女性と貧困(女性への持続し増大する貧困の重荷)
- B 女性の教育と訓練(教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス)
- C 女性と健康(保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス)
- D 女性に対する暴力(女性に対する暴力)
- E 女性と武力紛争(武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響)
- F 女性と経済(経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等)
- G 権力及び意思決定における女性(あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等)
- H 女性の地位向上のための制度的な仕組み(あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み)
- I 女性の人権(女性の人権の尊重の欠如及びそれらへの不十分な促進と保護)
- J 女性とメディア(あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等)
- K 女性と環境(天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等)
- L 女児(女児の権利に対する持続的な差別及び侵害)

7 男女共同参画社会基本法

公 布 平成11年6月23日 (法律78号)
施 行 平成11年6月23日

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男

女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 参考文献一覧

<テキスト・読みもの>

- 天野正子ほか『ゆらぐ家族と地域 (岩波講座現代の教育7：危機と改革)』岩波書店、1998
伊田広行『シングル単位の恋愛・家族論：ジェンダー・フリーな関係へ』世界思想社、1998
井上輝子『女性学への招待：変わる／変わらない女の一生』有斐閣、1997
井上輝子ほか『ビデオで女性学』有斐閣、1999
馬居政幸『少子時代の親子の世界』第三文明社、1997
大日向雅美『子育てと出会うとき』NHKブックス、1999
大日向雅美『母性愛神話の罠』日本評論社、2000
岡宏子編『父親は子どもに何ができるか』海鳴社、1994
落合恵美子『21世紀家族へ』有斐閣、1997
鹿嶋敬『男の座標軸：企業から家庭・社会へ』岩波新書、1993
国際女性の地位協会『女性の権利』岩波ジュニア新書、1999
国立婦人教育会館女性学ジェンダー研究会編『女性学教育学習ハンドブック：ジェンダーフリーな社会をめざして (新版)』有斐閣、1999
斎藤学＝久田恵『子別れレッスン：「おっぱい男」と「わがまま妻」』学陽書房、1999
汐見稔幸＝長坂典子＝山崎喜比古『父子手帖』大月書店、1994
スー・アスキュー＝キャロル・ロス (堀内かおる訳)『男の子は泣かない』金子書房、1997
墨威宏『僕らのふたご戦争』共同通信社、1995
ダイアナ・コールズ (グループウィメンズ・ブレイス訳)『アリーテ姫の冒険』学陽書房、1989
武田京子『わが子をいじめてしまう母親たち：育児ストレスからキレるとき』ミネルヴァ書房、1998
田中和子＝諸橋泰樹編『ジェンダーからみた新聞のうら・おもて』現代書館、1996
鶴田敦子＝朴木佳緒留編『現代家族学習論』朝倉書店、1996
中村正『家族のゆくえ：新しい家族社会学』人文書院、1998
原ひろ子＝大沢真理編『変容する男性社会：労働、ジェンダーの日独比較』新曜社、1993
服部祥子＝原田正文編『みんなで子育てQ&A：はじめての歩からネットワークづくりまで』農山漁村文化協会、1997
広岡守穂『男だって子育て』岩波新書、1990
広田照幸『日本人のしつけは衰退したか』講談社現代新書、1999
福島瑞穂『結婚と家族』岩波新書、1992
母子衛生研究会『お父さん育児ですよ！：父親のための子育て読本』、1999
牧野カツコ＝中野由美子＝柏木恵子編『子どもの発達と父親の役割』ミネルヴァ書房、1996
丸本百合子『更年期を生き生きと』時事通信社、1995

宮本みち子＝岩上真珠＝山田昌弘『未婚化社会の親子関係』有斐閣、1997

村松泰子＝ヒラリア・コスマン編『メディアがつくるジェンダー：日独の男女・家族像を読みとく』新曜社、1998

毛利子菜＝山田真編『夫って、父親って、なんなの？ (ちいさい・おおきい・よい・つよい；Number 18)』ジャパンシニスト社、1998

森田由紀『子どもと暴力：子どもたちと語るために』岩波書店、1999

矢澤澄子監修、横浜市女性協会編『女性問題キーワード111』ドメス出版、1997

山田昌弘『パラサイト・シングルの時代』ちくま新書、1999

渡辺秀樹編『変容する家族と子ども：家族は子どもにとっての資源か』教育出版、1999

<文部省刊行物>

『明日の家庭教育シリーズ1～5』文部省 第一法規出版、1994～1998

『家庭教育手帳』文部省、2000

『家庭教育ノート—小・中学生を持つ親のために—』文部省、2000

<学習方法>

川野辺敏＝山本慶裕編『生涯学習論』福村出版、1999

国立教育会館・社会教育研修所編『人権に関する学習のすすめ方：社会教育指導者の手引き』ぎょうせい、1997

国立教育会館・社会教育研修所編『家庭・学校・地域の連携・融合のすすめ：社会教育指導者の手引き』ぎょうせい、1998

財団法人女子社会教育会編『自己開発学習のすすめ』、1993

財団法人女子社会教育会編『女性のエンパワメントのための学習』、1997

財団法人女子社会教育会編『男女共同参画社会に向けた学習ガイド：社会教育指導者にジェンダーの視点を』、1999

野々村恵子＝中藤洋子編『わたしのエンパワメント：男女平等社会をめざす学習と実践』国土社、1997

パトリシア・A・クラントン (入江直子ほか訳)『おとなの学びを拓く：自己決定と意識変容をめざして』鳳書房、1999

<データ集>

井上輝子＝江原由美子編『女性のデータブック [第3版]：性・からだから政治参加まで』有斐閣、1999

国際女性の地位協会編『女性関連データブック：条約・勧告・宣言から国内法まで』有斐閣、1998

国立婦人教育会館内婦人教育研究会編『統計にみる女性の現状』垣内出版、2000

財団法人女子社会教育会編『図説 変わる家族と乳幼児』、1994

財団法人女子社会教育会編『図説 変わる結婚と家族』、1995

財団法人女子社会教育会編『図説 変わる家族と子ども』、1997

坂東真理子編『図でみる日本の女性データバンク [三訂版]』大蔵省印刷局、1998

久武綾子ほか『家族データブック：年表と図表で読む戦後家族：1945～96』有斐閣、1997

<審議会答申・白書・調査>

総理府男女共同参画室編『男女共同参画2000年プラン&ビジョン』, 1997

中央教育審議会『新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機』, 1998

生涯学習審議会『生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ(答申)』, 1999

厚生省監修『厚生白書(平成10年版): 少子化社会を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—』, 1998

文部省編『平成11年度我が国の文教施策』, 1999

総理府男女共同参画室編『男女共同参画白書: 男女共同参画の現状と施策(平成11年度版)』, 1999

総理府内閣総理大臣官房広報室『家庭教育に関する世論調査』, 1990

総理府内閣総理大臣官房広報室『親の意識に関する世論調査』, 1992

総理府内閣総理大臣官房広報室『青少年と家庭に関する世論調査』, 1993

東京都生活文化局『女性問題に関する国際比較調査』, 1994

財団法人女子社会教育会編『家庭教育に関する国際比較調査報告書—子どもと家庭生活についての調査—』, 1995

<参考ビデオ一覧>

『クレイマー・クレイマー』(105分) ロバート・ベントン監督, 1979

『女性・子供・仕事』(50分) 英国オープンユニバーシティ制作 ジェムコ出版, 1992

『性差を考える』 英国オープンユニバーシティ制作 ジェムコ出版, 1993~96

『男女平等を考える』(24分) 浅倉むつ子監修 東映, 1994

『現代家族考』(34分) 東京女性財団, 1994

『ジェンダーから見る家族』(43分) 国立婦人教育会館ビデオ第1巻 ジェムコ出版, 1996

『少子化・高齢化時代の家族』(53分) 国立婦人教育会館ビデオ第2巻 ジェムコ出版, 1996

『ならんで一緒に歩きたい: 男女共同参画社会づくりに向けて』(16分) 日本広報協会, 1996

『いま男たちが変わりはじめる』(28分) 東京女性財団, 1997

『子どもと話しますか』(30分) 全国視聴覚教育連盟, 1998

『子育て支援ビデオ1: いのちと心 育みあって』(28分) 恩賜財団母子愛育会, 1998

『子育て支援ビデオ2: 育つ力の鼓動が聞こえる』(23分) 恩賜財団母子愛育会, 1999

『親がかわれば子どもかわる』(26分) 東映, 1999

『文部省家庭教育ビデオ1: 頑張れ! お父さん』(16分) 文部省, 1999

『文部省家庭教育ビデオ2: 子どもとしつけ』(16分) 文部省, 1999

『文部省家庭教育ビデオ3: ゆっくり、ゆったり』(17分) 文部省, 1999

<ヌエック(国立婦人教育会館)ホームページ>

<http://www.nwec.go.jp>

文献情報・家庭教育のデータベース等の検索、および関連するサイトへのアクセスが可能です。

研究委員会委員

馬居 政幸 静岡大学教育学部教授

○大日向雅美 恵泉女学園大学人文学部教授

小塚 淳子 愛知県教育委員会生涯学習課主査

諸橋 泰樹 フェリス女学院大学文学部助教授

山本 慶裕 国立教育研究所生涯学習研究部
生涯学習開発・評価研究室室長

中野 洋恵 国立婦人教育会館事業課主任研究官
(○印は座長)

男女共同参画の視点に立った家庭教育推進方策に関する調査研究

男女共同参画、はじめの一步を家庭から
—家庭教育事業推進のための理論と実践—

平成11年度 文部省委嘱事業

平成12年(2000年)3月発行

平成12年10月30日 発行 定価は表紙に表示してあります。

著作権所有 文 部 省
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-2-2
電 話 (03) 3581-4211

編集・編纂 国立婦人教育会館
〒355-0292
埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地
電 話 (0493) 62-6711

発行・印刷 大 蔵 省 印 刷 局
〒105-8445
東京都港区虎ノ門2-2-4
電 話 (03) 3587-4283~9

落丁、乱丁本はお取り替えます。

ISBN4-17-259225-2

ISBN4-17-259225-2 C0037 ¥460E



9784172592259



1920037004606

国立婦人教育会館

大蔵省印刷局発行 定価:本体 460円(税別)